

## 第3章 保険特別会計

### 第1節 保険特別会計の概要

保険特別会計のスキームは、政府が民間と保険契約を結び、民間から保険料を特別会計に受け入れ、保険事故等が発生したときに政府が当該保険事故に保険金を支払うというものである。保険が市場として成立している分野においては、政府が直接関わる必要性は乏しいため、保険が市場として成立しにくい分野において政府が保険を引き受けることになる。本章では保険特別会計を、社会保険関係の特別会計、農林水産業・貿易保険関係の特別会計及びその他の保険関係の特別会計に分類して説明する。

まず、社会保険関係の特別会計は、医療、年金、失業、労働災害等を保険するもので、国民全般の生活に関わり、社会のセーフティーネットを政府が直接引き受けることから、最も重要な保険事業といえることができる。この特別会計には医療・失業・労災等の短期給付を行うものと、退職後の年金を中心とした長期給付を行うものがある。年金保険については、多数の国民による長期の年金掛金の拠出と長期の給付が行われるという性格から、特別会計の積立金は巨額に上ることになる。

次に農林水産業の特別会計は、必ずしも資産規模の大きくない農林漁業事業者に対して、自然災害等により事故が発生した場合における保険金の支払と事業円滑化のための保険を引き受けるものである。貿易保険関係の特別会計は貿易に伴う事故に関わる保険であるが、二つの特別会計は共に保険が市場として成立しにくい分野であることから、政府が保険を引き受けるものである。

最後に、これらには含まれない保険特別会計をその他の保険関係の特別会計として分類した。

まず、社会保険関係の特別会計について述べると、健康保険と年金保険を統

合し、厚生保険特別会計が昭和19年度に設置され、健康勘定と年金勘定の二つの勘定で発足した。その後、民間給与と生活者の加入増大に伴い、事業規模が拡大していったが、平成元年度以降では短期給付の政府管掌健康保険を経理する健康勘定、長期給付の会社員等の年金を経理する年金勘定、児童手当の財源受入と支給について経理する児童手当勘定、及び特別会計全体の業務取扱費等を経理する業務勘定がある。このほか平成2年度から平成8年度の間、各制度の年金給付に要する費用に係る負担を各制度間において調整を行うために制度間調整勘定を設置し経理されている。

次に船員保険特別会計は、保険事故率等がほかの業種とは異なる船員の職域保険として昭和15年度に設置され、健康保険と年金保険を経理したが、昭和19年度に船員保険勘定として厚生保険特別会計に統合された。その後、昭和22年度に船員保険特別会計として再度分離され、船員の疾病部門、失業部門及び職務上年金部門から構成される総合社会保険として経理されている。

次に昭和36年度設置の国民年金特別会計は、農業従事者・自営業者を中心とした公的年金制度として導入された。同特別会計は国民年金勘定と無拠出者への年金支給を行う福祉年金勘定に分かれていたが、昭和61年度に国民年金制度はすべての国民を対象に基礎年金給付を行う制度に改められ、基礎年金勘定が設置された。国民年金勘定の積立金の資産規模も、厚生保険特別会計の年金勘定と同様に多額なものとなっている。

最後に、労働保険特別会計は、昭和22年度に設置された失業保険特別会計と労働者災害補償保険特別会計を昭和47年度に統合したもので、雇用勘定、労災勘定及び労働保険料を徴収する徴収勘定よりなっている。雇用勘定では昭和52年10月1日から新たに雇用安定事業が実施されることに伴い、そのための資金を確保するための仕組みとして雇用安定資金が創設された。なお、同特別会計の仕組みは、徴収勘定において労働保険料及び郵政事業特別会計からの印紙保険料に係る受入金等を歳入金として収納し、これを労災保険に係る分は労災勘定に、雇用保険に係る分は雇用勘定に繰り入れる制度である。

農林水産業については、農林漁業の事業者の災害・その他事故による経営を支える制度として、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、森林保険特別会計、及び農業共済再保険特別会計の3つの会計を政府が経理している。

まず、漁船再保険及漁業共済保険特別会計は昭和12年度に漁船再保険特別会

計として発足し、その後の昭和42年度に「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）の改正に基づき異常損害部分については、漁業共済に係るもの、また養殖共済に係るものにも事業を拡張し、漁船再保険及漁業共済保険特別会計に改組された。平成元年度から平成12年度におけるこの特別会計の勘定は、通常事故を保険する漁船普通保険勘定、だ捕等の政治的事故を保険する漁船特殊保険勘定、漁船員の給与支給を保険する漁船乗組員給与保険勘定、漁業の共済保険を經理する漁業共済保険勘定、及び事務取扱費を經理する業務勘定の5勘定に区分されている。漁船普通保険勘定、漁業共済保険勘定以外の3勘定の予算規模は少額であるが、例えば漁船特殊保険勘定が扱うだ捕事件被害保険については事件の発生を予測できず、民間では保険の引受けが難しいため存続してきた。

次に農業共済再保険特別会計は、昭和4年度に設置された家畜再保険特別会計と昭和14年度に設置された農業再保険特別会計を昭和19年度に統合し、農業家畜再保険特別会計として設置された。その後、昭和22年度に「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく農業災害補償制度の一環として政府が行う農業共済の再保険事業を一般会計と区分して經理するために設置され、現在の名称に改められた。平成元年度から平成12年度におけるこの特別会計の勘定は、財源調整機能を持つ再保険金支払基金勘定、農業再保険を引き受ける農業勘定、家畜再保険を引き受ける家畜勘定、果樹共済の再保険を引き受ける果樹勘定、他の農産物共済を保険する園芸施設勘定、及び特別会計の経費等を經理する業務勘定の6つである。農業共済再保険特別会計には、予算が少額にとどまる勘定が含まれているが、漁船再保険及漁業共済保険特別会計と同様に民間では保険の引受けが難しいため存続してきた。

3つ目は森林保険特別会計である。昭和12年度に設置された森林火災保険特別会計は林齢によって保険の対象を制限していたが、昭和27年度からは林齢制限を廃止し、更に昭和36年度には火災以外の保険事業にまで保険の範囲を拡大し、その名称が森林保険特別会計と改められた。

次に、貿易を支援する特別会計として、民間の保険では引き受けにくい長期プラント輸出や政治リスクを引き受ける貿易保険特別会計がある。本特別会計は、昭和25年度に設置された輸出信用保険特別会計を昭和28年度に輸出保険特別会計に改め、更に昭和62年度に貿易保険特別会計に改めたものである。

その他の保険関係の特別会計として、簡易生命保険特別会計、自動車損害賠償責任再保険特別会計及び地震再保険特別会計がある。

簡易生命保険特別会計については、大正5年度に設置された簡易生命保険特別会計と大正15年度に設置された郵便年金特別会計が昭和19年度に統合され、簡易生命保険及び郵便年金特別会計となり、簡易生命保険勘定及び郵便年金勘定に区分の上経理され存続してきた。その後、平成3年度に簡易保険と郵便年金の制度を統合し、併せて青壮年期の死亡保障と老後の生存保障を総合的に提供する生涯保障保険として設けることとし、これに伴い勘定区分も廃止された。

次に、昭和30年度に設置された自動車損害賠償責任再保険特別会計についてみると、自動車所有者から損害保険会社が引き受ける強制自動車事故保険制度の再保険を政府が引き受けるものである。この特別会計では、保険勘定で自動車損害賠償責任再保険を経理し、保障勘定でひき逃げ等の事故被害者に対する保障金の支払、業務勘定で再保険、保険及び保障事務に必要な事務費等が経理されている。

最後に、地震再保険特別会計は、我が国は地震の多発する国であり、震災時における被災者の生活の安定に資することを目的としており、民間損害保険会社では引き受けきれない大きな地震被害に対して政府が再保険を引き受け、損害を保険するものである。

## 第2節 社会保険関係特別会計

### 1 厚生保険特別会計

#### (1) 概要

この会計は「健康保険法」、「厚生年金保険法」及び「児童手当法」に基づいて、政府が管掌する健康保険事業、厚生年金保険事業及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区別して経理するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「厚生保険特別会計法」

#### 第1条（設置）

健康保険事業（「老人保健法」（昭和57年法律第80号）ノ規定ニ依ル拠出金及「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ納付ヲ含む以下之ニ同ジ）及厚生年金保険事業（「国民年金法」（昭和34年法律第141号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含む以下之ニ同ジ）ヲ経営スル為並ニ児童手当ニ関スル政府ノ経理ヲ明確ニスル為通ジテノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ経理ス

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

政府が経理していた健康保険としては、「健康保険特別会計法」（大正15年法律第26号）により、大正15年度に健康保険特別会計が設置され、また「職員健康保険特別会計法」（昭和15年法律第12号）により、昭和15年度に職員健康保険特別会計が設置された。後者は昭和18年度末で廃止され、昭和19年度より前者に統合された。

年金保険制度としては、「労働者年金保険特別会計法」（昭和17年法律第29号）により、昭和17年度に労働者年金保険特別会計が設置された。同特別会計法の実体法は、「労働者年金保険法」（昭和16年法律第60号）である。更に、「厚生保険特別会計法」（昭和19年法律第10号）により昭和19年度に厚生保険特別会計が設置され、同特別会計は健康勘定、年金勘定、船員勘定、及び業務勘定に区分

された。健康勘定は健康保険特別会計を吸収したものであり、年金勘定は労働者年金保険特別会計を吸収したものである。また、船員勘定は「船員保険特別会計法」（昭和15年法律第13号）により設置されていた船員保険特別会計を吸収したものである。こうして厚生保険特別会計は、会社員・船員の短期給付の健康保険及び長期給付の年金保険を経理する特別会計となった。年金勘定の実体法は、「労働者年金保険法中改正法律」（昭和19年法律第21号）により「厚生年金保険法」に改正された。その後、「船員保険特別会計法」（昭和22年法律第236号）により、船員保険特別会計が職域の保険制度として厚生保険特別会計から分離した。年金勘定の実体法は改正され、「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号）に改められた。<sup>1)</sup>

サンフランシスコ講和条約発効後には「健康保険法」により、職域ごとに健康保険組合を組織する体制に移行し、企業の健康保険組合と公的共済組合が整備された。これに伴い健康保険組合加入者に対しては同組合が保険者となり、零細企業の従業者に対しては政府が保険者となった。後者については、政府管掌健康保険として厚生保険特別会計健康勘定で経理された。更に、「日雇労働者健康保険法」（昭和28年法律第207号）に基づき、昭和28年度に日雇労働者健康保険を経理する日雇健康勘定が厚生保険特別会計に設置された。また、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）により、昭和46年度に児童手当の収支を経理する児童手当勘定が追加された。その後、日雇健康保険勘定の収支が悪化したため、「健康保険法等の一部を改正する法律」（昭和59年法律第77号）により、「日雇労働者健康保険法」が廃止されたことに伴い、日雇健康勘定は昭和59年6月末で廃止され、健康勘定に吸収された。

厚生年金積立金は加入者の増加に伴い、毎年度の残高は増加を続け、その全額を資金運用部に預託して運用していた。しかし、従来から高齢化社会の進展に対応する年金財政の強化のため、有利な運用を求める声も考慮し、昭和62年度に「年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律」（昭和62年法律第59号）が施行されたことを機会に、厚生年金積立金の一部を資金運用部からの借入金として調達し、年金福祉事業団において、年金の財政基盤の強化に資することを目的とした年金財源強化事業が創設された。<sup>2)</sup>

以下、厚生保険特別会計の予算について、勘定ごとに概要を述べる。

## (2) 健康勘定

健康保険制度は事業所に使用される被用者を被保険者とし、これら被保険者の業務外の傷病、死亡及び分娩、被扶養者の傷病、死亡及び分娩に関して療養の給付等の保険給付を行う制度であり、一般会計と区分して経理している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>3)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入、一般会計より受入等)	4兆6,846億円	(1) 保険給付費	3兆4,089億円
(2) 借入金	1兆4,345億円	(2) 借入金償還金	1兆4,099億円
(3) 積立金より受入	400億円	(3) 老人保健拠出金	9,530億円
(4) 雑収入	288億円	(4) 退職者給付拠出金	2,215億円
		(5) その他 (諸支出金、保健施設費等業務勘定へ繰入、予備費)	1,946億円
計	6兆1,879億円	計	6兆1,879億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

なお、歳入のうち、① 保険収入は(i)「健康保険法」の規定に基づく保険料収入、(ii)「健康保険法」等に基づく保険給付費及び老人保健拠出金に対する国庫補助金等の一般会計からの受入見込額を計上、② 借入金は「厚生保険特別会計法」の規定に基づく借入金の平成元年度末の見込額、また、歳出のうち、保険給付費の内訳は、医療給付費3兆402億円、現金給付費3687億円であり、借入金償還金は昭和63年度に借り入れた借入金の償還金を計上している。

平成元年度の政府管掌健康保険の決算ベースにおける被保険者数等は次のとおりとなっている。<sup>4)</sup>

・被保険者数	1,726万人
・保険料収入	4兆856億円
・保険給付費	3兆3,335億円

平成元年度以降、健康保険については順次制度改正等を行ってきており、平成4年度には「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成4年法律第7号)により、特別会計の設置法を改正した。これに基づき、従来の健康勘定の積立金

に代えて中期的な財政運営の安定化を図るため、事業運営安定資金を創設し、当初予算において、事業運営安定資金へ繰入320億円が計上されている。<sup>5)</sup> その後、平成4年度補正予算において事業運営安定資金への繰入金は762億円に増額され、<sup>6)</sup> 平成4年度末の事業運営安定資金の残高は1兆4756億円となった。<sup>7)</sup> また、平成4年度以降、昭和48年度末の累積収支不足額及び旧日雇健康保険事業に係る累積債務については、発生利子の全額を一般会計から受け入れることにより、債務額が一定に維持されている。

平成5年度においては、高額療養費の自己負担限度額の引上げ、「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律」（平成5年法律第9号）に基づき、1300億円を控除した国庫補助の繰入れ等が行われた。また、同年度には事業運営安定資金への繰入れ70億円が計上されている。<sup>8)</sup>

平成6年度予算においては、入院時の食事に係る給付の見直し等の制度改革を行うほか、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成6年法律第43号）に基づき、1200億円を控除した国庫補助の繰入れを行うこととした。また、単年度で収支不足が生じたため、事業運営安定資金からの受入見込額2070億円が計上されている。<sup>9)</sup>

平成7年度及び平成8年度においても、健康勘定には事業運営安定資金からの受入れが行われている。また、平成8年度以降、昭和48年度末の累積収支不足額及び旧日雇健康保険事業に係る累積債務については、発生利子の全額を一般会計から受け入れることにより、債務額が一定に維持されている。

平成9年には、「介護保険法」（平成9年法律第123号）が制定され、平成12年4月1日に介護保険制度が導入された。また、「介護保険法施行法」（平成9年法律第124号）により、厚生保険特別会計の設置法が一部改正され、第3条に「介護保険法」の規定による納付金が追加された。

平成11年度の第2次補正予算で、「昭和62年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（昭和62年法律第51号）、「昭和63年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（昭和63年法律第52号）、「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成元年法律第42号）、「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律」（平成5年法律第9号）、及び「平成6年度

における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成6年法律第43号)に基づき、一般会計から4183億円を受け入れるとともに、高齢者の薬剤一部負担に関する臨時特例措置の実施に伴う国庫補助金の受入見込額を増額する一方で、事業運営安定資金からの繰入れを減額している。<sup>10)</sup>

このほか、平成元年度以降、① 医療費の患者負担の見直し(1割から2割へ引上げ、平成9年度)、② 診療報酬の改定(平成2年度、4年度、6年度、8年度、10年度、12年度)、③ 保険料率の引上げ、保険料負担の変更などについて見直しを図りつつ保険給付費の抑制を図っているが、被保険者の増加等により保険給付費は増加し続けている。<sup>11)</sup>

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>12)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入、一般会 計より受入等)	7兆3,446億円	(1) 保険給付費	4兆2,930億円
(2) 借入金	1兆4,792億円	(2) 老人保健拠出金	2兆2,008億円
(3) 事業運営安定資金よ り受入	2,692億円	(3) 借入金償還金	1兆4,792億円
(4) その他 (雑収入、運用収入)	174億円	(4) 退職者給付拠出金	5,109億円
計	9兆1,105億円	(5) 介護納付金	3,943億円
		(6) その他 (保険事業費等業務勘 定へ繰入等)	2,322億円
		計	9兆1,105億円

平成12年度の損失は2794億円、前年度までの繰越損失は7754億円を計上しており、この合計1兆548億円を次年度繰越損失として処理した。<sup>13)</sup>

### (3) 年金勘定

厚生年金保険制度は、労働者とその遺族のための拠出制の被用者年金制度である。政府が保険者となり、法人の事業所又は事務所及び常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所(農林業、水産業、料理飲食業等は除かれる。)又は事務所に使用される65歳未満の者はすべて被保険者となる。ただし、共済組合の組合員については適用が除外される。これら被保険者の老齢、障害及び死亡について、それぞれ定められた額の支給を行う制度で、一般会計と区分して経理

している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>14)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	18兆2,879億円	(1) 保険給付費	10兆 179億円
( 保険料収入、国民年金特別会計より受入等)		(2) 国民年金特別会計へ繰入	3兆4,973億円
(2) 雑収入	97億円	(3) 予備費	5,009億円
		(4) その他	1,503億円
		( 福祉施設費等業務勘定へ繰入、諸支出金)	
計	18兆2,976億円	計	14兆1,664億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

歳入のうち保険収入は、保険料収入、運用収入、国民年金特別会計より受入、一般会計より受入等である。

保険収入のうち保険料収入は、被保険者種別ごとに、被保険者数に平均標準報酬月額を乗じ、更に保険料率及び収納率を乗じたものを年額として算定したものである。また、一般会計より受入は、「厚生年金保険法」及び「厚生保険特別会計法」に基づき国庫負担金として一般会計から受け入れるものである。その内訳は、厚生年金保険の管掌者が負担する基礎年金拠出額の3分の1、保険給付費のうち昭和36年4月前の被保険者期間を計算の基礎とする費用の100分の20及び旧国民年金の嵩上げ相当の費用の4分の1等である。

厚生年金の保険料収入は巨額であるため、その積立金もまた巨額である。平成元年度の運用利益（利子収入）は3兆9159億円、年度末の積立金は65兆6126億円となっており、<sup>15)</sup> 積立金は資金運用部に預託され、財政投融资計画の中で運用されている。

平成元年度の厚生年金保険の実績は、事業所132万か所、被保険者2992万人、保険料収入10兆4910億円、給付額9兆6284億円という巨額の事業であった。<sup>16)</sup>

平成7年度予算においては、国債整理基金特別会計への財源充当のため、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）により、平成7年度に「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）に規定する一般会計か

ら年金勘定へ繰り入れる国庫負担額のうち、経過的国庫負担額の2分の1の範囲内で繰入額の一部を繰り延べることにした。<sup>17)</sup>

平成8年度予算から平成10年度予算までの間は、それぞれの年度の特例法に基づき「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定する国庫負担について、各年度それぞれ平成8年度8000億円、平成9年度7200億円、平成10年度7000億円を控除した額を一般会計から受け入れることとしている。<sup>18)</sup> こうした巨額の積立金を抱えている年金勘定は、短期的には資金不足が発生しないため、一般会計からの受入金を減額して後日受け入れることで、一般会計の財源不足を調整していた。

公的年金制度については、就業構造や産業構造の変化等に対応し、長期的に安定した制度とする必要性から平成8年3月には日本たばこ産業共済組合等旧公共企業体3共済を厚生年金と統合するなど、今後の各制度の費用負担の平準化の方向性を示す「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定され、<sup>19)</sup>「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成8年法律第83号）により、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合の被保険者は、平成9年4月1日に厚生年金保険特別会計年金勘定に移管された。この移管に伴い、国家公務員等共済組合連合会は国家公務員共済組合連合会に改称した。

なお、このほか平成元年度以降平成12年度までの間、年金についても制度等の改正を行っているが、主なものは次のとおりである。<sup>20)</sup>

- ・平成4年度……年金額改定（3.3%）（平成4年4月実施）
- ・平成5年度……年金額改定（1.6%）（平成5年4月実施）
- ・平成6年度……財政再計算の年にあたり、次のような改定を行っている
  - i) 在職高齢年金の改善
  - ii) ネット所得スライドの導入
  - iii) 雇用保険との調整（失業給付を受けている場合は年金の支給停止等）等
- ・平成7年度……年金額改定（0.7%）（平成7年4月実施）  
（注）完全自動物価スライドの導入
- ・平成8年度……保険料の改定（16.5%→17.35%）（平成8年10月実施）
- ・平成10年度……社会保険事務費について見直し（一部保険料財源化）
- ・平成11年度……新規受給者平均年金額の引上げ（0.6%）等

このような制度改正等を取り入れつつも受給者等の増加もあり、給付費等が膨らんでいる。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>21)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	31兆6,728億円	(1) 保険給付費	19兆5,898億円
(2) 雑収入 (保険料収入、一般会 計より受入等)	126億円	(2) 国民年金特別会計へ 繰入	9兆1,272億円
		(3) 予備費	5,880億円
		(4) その他 (福祉施設費等業務勘 定へ繰入、諸支出金)	3,504億円
計	31兆6,854億円	計	29兆6,555億円

歳入のうち保険収入は、保険料収入、運用収入、国民年金特別会計より受入、一般会計より受入等である。

年金勘定における平成12年度の利益は1兆9978億円となり、年度末積立金残高は134兆7988億円に膨れ上がっていった。<sup>22)</sup>

#### (4) 児童手当勘定

児童手当制度は、家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、昭和47年1月から実施され、一般会計と区分して経理されている。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>23)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業主拠出金収入 (業務勘定より受入、事 業主拠出金収入等)	838億円	(1) 被用者児童手当交付金	880億円
(2) 一般会計より受入	359億円	(2) 非被用者児童手当交付金	341億円
(3) その他 (前年度剰余金受入、積 立金より受入等)	204億円	(3) その他 (業務取扱費、福祉施設 費、予備費等)	181億円
計	1,402億円	計	1,402億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

歳入のうち事業主拠出金収入とは、被用者児童手当給付費の財源の一部、特例給付給付費の財源及び児童育成事業費に充てられるもので、拠出金率は1000分の0.9であり、平成4年度には1000分の1.2、平成5年度からは1000分の1.1となっている。一般会計より受入は児童手当の支給に要する費用の一部と児童手当及び特例給付の事務の執行に要する費用に充てるための国庫負担金である。<sup>24)</sup>

歳出のうち被用者児童手当交付金とは、被用者に対する児童手当の支給に要する費用のうち、国庫負担金及び事業主拠出金を財源とする額及び特例給付の支給に要する費用を市町村に交付する経費であり、非被用者児童手当交付金は被用者以外の者に対する児童手当の支給に要する費用のうち、国庫負担金を財源とする額を市町村に対して交付する経費である。

児童手当については、制度創設後、見直しが検討され、平成4年1月から児童1人以上を養育している者を対象とするとともに、義務教育就学前までとされていた期間を3歳未満に短縮した。更に、総合的少子化対策の一環として3歳までとされていた期間を、義務教育就学前までとする改正が行われ、平成12年6月1日から施行された。また、支給月額についても見直しが行われ、制度発足当初、義務教育終了前の第3子以降の児童につき3000円であったが、平成3年の改正で第1子及び第2子については5000円、第3子以降については1万円が支給されている。所得制限についても強化され、平成12年度においては432.5万円等となっている。<sup>25)</sup>

これらの改正等により、平成12年度の歳入歳出予算は次のとおりとなっている。<sup>26)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業主拠出金収入	1,458億円	(1) 被用者児童手当交付金	1,892億円
(業務勘定より受入、事業主拠出金収入等)		(2) 非被用者児童手当交付金	420億円
(2) 一般会計より受入	1,285億円	(3) その他	487億円
(3) その他	56億円	(児童育成事業費、業務取扱費等)	
(積立金より受入、前年度剰余金受入等)			
計	2,798億円	計	2,798億円

## (5) 制度間調整勘定

制度間調整事業は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るため、被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまで各制度の年金給付に要する費用に係る負担を各制度間において調整するものである。平成元年12月に成立した「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」(平成元年法律第87号)に基づき、平成2年4月、厚生保険特別会計に制度間調整勘定が設置された。

[参考1] 「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」

## 第24条

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第87号以下特別措置法ト称ス)ニ依ル制度間調整事業ノ經理ハ当分ノ間第1条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於イテ行フモノトス

## 第25条

本会計ニ前条ノ制度間調整事業ノ經理ヲ明確ニスル為第2条ニ規定スル各勘定ノ外制度間調整勘定ヲ設ク

[参考2] 平成2年度の「厚生保険特別会計法」

## 第2条

本会計ハ之ヲ健康勘定、年金勘定、児童手当勘定及業務勘定ニ区分ス

平成2年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>27)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 年金勘定より受入	4兆4,874億円	(1) 年金勘定へ繰入	4兆4,115億円
(2) 国家公務員等共済組合 連合会等拠入金収入	1兆1,178億円	(2) 国家公務員等共済組 合連合会等交付金	1兆1,937億円
計	5兆6,052億円	計	5兆6,052億円

(注) 平成3年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

歳入は「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」の規定により、調整交付金の財源として年金勘定、国家公務員等共済組合連合会等から受け入れるものである。歳出は、同法の規定により調整対象給付費の財源とし

て年金勘定への繰入れ及び国家公務員等共済組合連合会等へ交付するものである。

なお、制度間調整勘定は、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成8年法律第82号）の規定により平成9年度から年金勘定において会計処理が行われることとなり廃止された。

### （6）業務勘定

この勘定は、健康保険及び厚生年金保険の事業運営のための業務取扱費の財源に充てるため、一般会計から受け入れる収入、保健事業費、福祉施設事業費等の事務・事業を実施するため、他勘定より受け入れる財源等を歳入としている。また、健康保険及び厚生年金保険の被保険者及び被扶養者に対する福祉を増進するため、医療施設等を整備するための福祉施設費、厚生年金保険被保険者の資格記録事務、年金給付のための裁定及び支払事務等に要する経費、収納された児童手当拠出金収入の児童手当勘定への繰入れ、健康保険の被保険者等に対して、健康を保持増進し、疾病予防等を行うための経費などを歳出としている。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>28)</sup>

#### ○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入 (年金勘定より受入、健康勘定より受入)	1,950億円	(1) 福祉施設費	1,486億円
(2) 一般会計より受入	857億円	(2) 業務取扱費	935億円
(3) 児童手当収入 (児童手当拠出金収入等)	808億円	(3) 児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	798億円
(4) その他 (雑収入、前年度剰余金受入)	96億円	(4) 保健施設費	409億円
		(5) その他 (年金福祉事業団出資、施設整備費等)	83億円
計	3,711億円	計	3,711億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

100 第3章 保険特別会計

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入 (年金勘定より受入、健康勘定より受入)	3,738億円	(1) 福祉施設事業費	2,244億円
(2) 児童手当収入 (児童手当拠入金収入等)	1,437億円	(2) 児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	1,419億円
(3) 一般会計より受入	854億円	(3) 業務取扱費	1,406億円
(4) その他 (特別保健福祉事業資金より受入、雑収入等)	341億円	(4) 保健事業費	991億円
		(5) その他 (特別保健福祉事業費補助、年金福祉事業団出資、施設整備費等)	309億円
計	6,369億円	計	6,369億円

平成12年度における特別保健福祉事業資金の残高は、1兆5075億円となっている。<sup>29)</sup>

〔注〕

- 1) 昭和26年度までの厚生保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。

公的共済組合は、「国家公務員共済組合法」(昭和23年法律第69号)による国家公務員共済組合(「国家公務員共済組合法」(昭和33年法律第128号)による全部改正、昭和58年法律第82号で「国家公務員等共済組合法」に改正)、「地方公務員共済組合法」(昭和37年法律第152号)による地方公務員共済組合(昭和39年法律第152号で「地方公務員等共済組合法」に改正)、「私立学校教職員共済組合法」(昭和28年法律第245号)による私立学校教職員共済組合、「農林漁業団体職員共済組合法」(昭和33年法律第99号)による農林漁業団体職員共済組合が存在していた。

年金福祉事業団は「年金福祉事業団法」(昭和36年法律第180号)に基づき、昭和36年11月25日設立の厚生保険特別会計出資法人。

厚生年金保険の平成元年度までの制度については、厚生省年金局・社会保険庁年金保険部編『厚生年金保険二十五年史』(昭和43年、厚生団)を参照。健康保険の昭和63年度までの制度については、国民健康保険中央会編『国民健康保険五十年史』(平成元年、ぎょうせい)を参照。

- 3) 『平成元年度特別会計予算書』247-251ページ、『国の予算』平成元年度 828、830-

- 832ページ。
- 4) 『国の予算』平成5年度 813-814ページ。
  - 5) 『平成4年度特別会計予算書』248ページ、『国の予算』平成4年度 812-813ページ。
  - 6) 補正予算で事業運営安定資金への繰入金を442億円に増額した。『国の予算』平成5年度 1058ページ。
  - 7) 『平成4年度特別会計決算参照書』184ページ。
  - 8) 『国の予算』平成5年度 815-817ページ。
  - 9) 『国の予算』平成6年度 824-825ページ。
  - 10) 『国の予算』平成12年度 913-914ページ。
  - 11) 『厚生白書』平成2年版 144ページ、『ファイナンス』各年度を参照。
  - 12) 『平成12年度特別会計予算書』249-253ページ、『国の予算』平成12年度 662-663ページ。
  - 13) 『平成12年度特別会計決算参照書』231-232ページ。
  - 14) 『平成元年度特別会計予算書』252-255ページ、『国の予算』平成元年度 828、832-833ページ。
  - 15) 『平成元年度特別会計決算参照書』184、189ページ。
  - 16) 『国の予算』平成3年度 828ページ。
  - 17) 『国の予算』平成7年度 104ページ。
  - 18) 『国の予算』平成8年度 107ページ、『国の予算』平成9年度 101ページ、『国の予算』平成10年度 98ページ。
  - 19) 『国の予算』平成8年度 95ページ、『国の予算』平成10年度 87ページ。
  - 20) 『ファイナンス』各年度を参照。
  - 21) 『平成12年度特別会計予算書』254-258ページ、『国の予算』平成12年度 663-665ページ。
  - 22) 『平成12年度特別会計決算参照書』233、237ページ。
  - 23) 『平成元年度特別会計予算書』256-260ページ、『国の予算』平成元年度 833-835ページ。
  - 24) 『国の予算』平成4年度 816ページ、『国の予算』平成5年度 820ページ。
  - 25) 『国の予算』平成12年度 85-86ページ。
  - 26) 『平成12年度特別会計予算書』259-263ページ、『国の予算』平成12年度 665-667ページ。
  - 27) 『平成2年度特別会計予算書』256-257ページ、『国の予算』平成2年度 823ページ。
  - 28) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』261-266ページ、『国の予算』平成元年度 835-837ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』264-270ページ、『国の予算』平成12年度 667-669ページ。
  - 29) 『平成12年度特別会計決算参照書』240ページ。

表 1-3-1 厚生保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
健康勘定							
歳入	保険収入	4,684,626	5,162,090	5,540,000	6,065,930	6,419,112	6,628,855
	保険料収入	3,957,873	4,324,394	4,636,196	5,206,878	5,643,336	5,812,832
	一般会計より受入	723,434	835,747	901,720	857,539	774,347	814,717
	日雇拋出金収入	3,319	1,949	2,084	1,513	1,428	1,306
	運用収入	—	—	—	58,398	67,328	62,107
	事業運営安定資金より受入	—	—	—	—	—	206,959
	借入金	1,434,504	1,455,646	1,499,216	1,481,160	1,479,228	1,479,228
	雑収入	28,808	31,343	40,112	12,903	14,613	14,285
	業務勘定より受入	—	4,017	—	—	—	—
	積立金より受入	40,000	—	—	—	—	—
合計	6,187,937	6,653,096	7,079,328	7,618,391	7,980,281	8,391,434	
歳出	保険給付金	3,408,880	3,637,497	3,845,465	—	—	—
	保険給付費	—	—	—	4,145,313	4,384,926	4,614,042
	老人保険拋出金	953,031	1,146,712	1,256,445	1,389,304	1,509,124	1,634,361
	老人保健拋出金	—	—	—	—	—	—
	退職者給付拋出金	221,510	236,480	270,126	297,950	316,642	379,002
	介護納付金	—	—	—	—	—	—
	保健施設費等業務勘定へ繰入	69,349	72,098	77,730	119,366	142,117	150,780
	保健事業費等業務勘定へ繰入	—	—	—	—	—	—
	事業運営安定資金へ繰入	—	—	—	32,000	7,014	—
	借入金償還金	1,409,897	1,429,231	1,464,967	1,481,160	1,479,228	1,479,228
	諸支出金	75,270	81,077	104,595	93,298	81,231	69,021
	予備費	50,000	50,000	60,000	60,000	60,000	65,000
合計	6,187,937	6,653,096	7,079,328	7,618,391	7,980,281	8,391,434	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年金勘定							
歳入	保険収入	18,287,874	25,670,470	29,214,558	32,196,706	33,961,151	36,019,403
	保険料収入	10,958,676	12,899,436	14,006,276	15,503,924	16,304,427	17,719,925
	一般会計より受入	1,659,313	2,144,172	2,373,857	2,605,962	2,837,695	2,979,058
	制度間調整勘定より受入	—	4,411,515	5,949,639	6,612,548	7,023,734	7,602,798
	船員保険特別会計より受入	14,350	13,806	14,328	15,634	15,493	15,588
	国民年金特別会計より受入	1,787,781	2,212,160	2,294,102	2,503,170	2,681,529	2,509,286

歳入	抛出金収入	—	—	—	—	—	—
	存続組合等納付金	—	—	—	—	—	—
	旧制度間調整法調整抛出金収入	—	—	—	—	—	—
	運用収入	3,867,754	3,989,380	4,576,355	4,955,468	5,098,272	5,192,747
	年金福祉事業団納付金	—	—	—	37,759	18,491	1,834
	雑収入	9,695	9,618	12,770	13,580	10,686	12,325
	合 計	18,297,570	25,680,087	29,227,328	32,248,045	33,990,329	36,033,562
	歳出	保険給付費	10,017,924	10,858,671	11,819,600	12,681,812	13,636,354
制度間調整勘定へ繰入		—	4,487,408	6,040,639	6,703,571	7,101,150	7,680,478
国民年金特別会計へ繰入		3,497,268	4,264,604	4,844,427	5,514,754	6,026,131	6,317,128
旧制度間調整法調整交付金		—	—	—	—	—	—
福祉施設費等業務勘定へ繰入		125,693	133,063	149,750	153,262	161,005	179,763
諸支出金		24,587	32,130	38,018	39,062	49,534	64,162
予備費		500,900	542,900	591,000	634,100	681,800	724,000
合 計		14,166,372	20,318,776	23,483,435	25,726,561	27,655,975	29,444,742
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童手当勘定							
歳入	事業主抛出金収入	83,813	91,271	97,746	149,206	143,874	146,518
	業務勘定より受入	79,786	86,898	93,085	142,958	137,864	140,363
	船員保険特別会計より受入	4	7	2	3	1	1
	事業主抛出金収入	4,024	4,366	4,659	6,244	6,008	6,154
	一般会計より受入	35,937	28,485	29,076	44,197	32,453	10,675
	積立金より受入	7,400	3,400	2,900	5,250	6,637	34,856
	雑収入	1,467	1,456	1,578	1,708	1,890	675
	前年度剰余金受入	11,554	14,660	12,198	11,214	11,563	17,445
	合 計	140,172	139,272	143,498	211,574	196,417	210,168
歳出	被用者児童手当交付金	87,964	90,130	94,771	149,995	144,728	120,143
	非被用者児童手当交付金	34,101	30,739	28,022	38,721	28,855	19,397
	業務取扱費	8,158	8,131	9,013	7,994	7,941	5,926
	諸支出金	380	382	518	767	584	296
	福祉施設費	5,870	6,290	7,473	8,397	9,109	—
	児童育成事業費	—	—	—	—	—	60,205
	予備費	3,700	3,600	3,700	5,700	5,200	4,200
	合 計	140,172	139,272	143,498	211,574	196,417	210,168

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
制度間調整勘定							
歳入	拠出金等収入	—	5,605,210	7,547,113	8,370,725	8,866,511	9,595,456
	年金勘定より受入	—	4,487,408	6,040,639	6,703,571	7,101,150	7,680,478
	国家公務員等共済組合連合会等拠出金収入	—	1,117,802	1,506,473	1,667,154	1,765,361	1,914,978
	合計	—	5,605,210	7,547,113	8,370,725	8,866,511	9,595,456
歳出	調整対象給付費繰入及交付金	—	5,605,210	7,547,113	8,370,725	8,866,511	9,595,456
	国家公務員等共済組合連合会等交付金	—	1,193,695	1,597,473	1,758,177	1,842,777	1,992,658
	年金勘定へ繰入	—	4,411,515	5,949,639	6,612,548	7,023,734	7,602,798
	合計	—	5,605,210	7,547,113	8,370,725	8,866,511	9,595,456
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	85,663	91,823	97,784	104,455	108,274	115,117
	他勘定より受入	195,042	205,162	227,481	272,628	303,122	330,543
	健康勘定より受入	69,349	72,098	77,730	119,366	142,117	150,780
	年金勘定より受入	125,693	133,063	149,750	153,262	161,005	179,763
	児童手当収入	80,829	88,031	94,335	140,357	136,429	141,936
	特別保健福祉事業資金より受入	—	75,000	85,000	85,000	85,000	85,000
	雑収入	7,248	7,257	8,197	7,868	7,419	7,837
	前年度剰余金受入	2,308	1,014	1,320	4,680	2,903	215
	合計	371,090	468,286	514,117	614,988	643,147	680,648
歳出	業務取扱費	93,509	98,358	105,564	111,235	113,847	121,373
	施設整備費	2,510	2,613	2,733	2,925	3,071	3,115
	保健施設費	40,938	43,917	49,342	62,706	74,619	82,940
	保健事業費	—	—	—	—	—	—
	福祉施設費	148,593	155,673	172,432	204,069	222,506	241,451
	特別保健福祉施設費	—	3,494	7,679	6,752	2,257	2,462
	特別保健福祉事業費補助	—	65,855	74,857	75,781	80,275	80,154
	年金福祉事業団出資	5,149	5,222	5,336	5,490	5,635	5,796
	特別保健福祉事業費健康勘定へ繰入	—	4,017	—	—	—	—
	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	79,786	86,898	93,085	142,958	137,864	140,363
	特別保健福祉事業費船員保険特別会計へ繰入	—	1,634	2,464	2,467	2,468	2,384

歳出	特別保健福祉事業 資金へ繰入	—	—	—	—	—	—
	諸支出金	5	5	5	5	5	10
	予備費	600	600	600	600	600	600
	給与改善予備費	—	—	20	—	—	—
	合計	371,090	468,286	514,117	614,988	643,147	680,648
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
健康勘定							
歳入	保険収入	6,806,821	6,851,847	7,186,804	7,174,870	7,113,320	7,344,633
	保険料収入	5,826,325	5,904,636	6,261,311	6,268,020	6,179,749	6,364,520
	一般会計より受入	979,137	946,010	924,751	906,149	932,964	979,467
	日雇抛入金収入	1,360	1,201	741	701	607	645
	運用収入	47,512	10,026	10,091	11,291	7,018	2,469
	事業運営安定資金 より受入	416,076	650,696	—	—	305,707	269,218
	借入金	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228
	雑収入	14,719	13,907	14,318	13,834	15,420	14,944
	業務勘定より受入	—	—	—	—	—	—
	積立金より受入	—	—	—	—	—	—
合計	8,764,357	9,005,704	8,690,441	8,679,223	8,920,693	9,110,492	
歳出	保険給付金	—	—	—	—	—	—
	保険給付費	4,750,378	4,900,463	4,580,007	4,379,946	4,382,644	4,292,968
	老人保険抛入金	1,830,223	1,950,227	—	—	—	—
	老人保健抛入金	—	—	1,953,708	2,127,496	2,354,412	2,200,831
	退職者給付抛入金	406,219	388,125	394,765	418,518	479,292	510,949
	介護納付金	—	—	—	—	—	394,314
	保健施設費等業務 勘定へ繰入	155,411	—	—	—	—	—
	保健事業費等業務 勘定へ繰入	—	158,411	158,435	158,266	152,102	149,996
	事業運営安定資金 へ繰入	—	—	580	38,510	—	—
	借入金償還金	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228
	諸支出金	72,898	59,250	53,718	37,259	33,015	42,207
	予備費	70,000	70,000	70,000	40,000	40,000	40,000
合計	8,764,357	9,005,704	8,690,441	8,679,223	8,920,693	9,110,492	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
年金勘定							
歳入	保険収入	39,073,724	40,277,883	34,194,659	33,152,647	32,400,772	31,672,785
	保険料収入	19,727,682	20,311,585	21,518,243	21,710,405	20,986,569	20,955,017
	一般会計より受入	2,829,544	2,516,904	2,711,454	2,830,224	3,635,619	3,720,886

歳入	制度間調整勘定より受入	8,424,011	9,244,154	—	—	—	—
	船員保険特別会計より受入	15,539	15,518	15,238	14,982	15,014	14,674
	国民年金特別会計より受入	2,568,888	2,549,117	2,551,660	2,497,384	2,303,640	1,957,355
	拠出金収入	—	—	27,333	32,717	32,717	32,717
	存続組合等納付金	—	—	1,144,551	618,578	621,225	602,015
	旧制度間調整法調整拠出金収入	—	—	531,091	92,944	27,549	—
	運用収入	5,508,060	5,640,605	5,695,089	5,355,413	4,778,439	4,390,121
	年金福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—
	雑収入	11,910	13,993	13,255	13,009	12,904	12,617
	合計	39,085,634	40,291,876	34,207,914	33,165,656	32,413,676	31,685,402
歳出	保険給付費	15,670,303	16,618,858	18,065,165	18,794,431	19,099,266	19,589,807
	制度間調整勘定へ繰入	8,474,774	9,294,865	—	—	—	—
	国民年金特別会計へ繰入	7,015,433	7,411,965	7,724,025	8,321,471	8,823,469	9,127,240
	旧制度間調整法調整交付金	—	—	539,531	93,002	27,589	—
	福祉施設費等業務勘定へ繰入	188,174	205,817	234,770	234,393	229,866	223,766
	諸支出金	68,574	79,028	100,093	106,955	119,565	126,664
	予備費	783,500	830,900	903,300	564,000	573,000	588,000
	合計	32,200,758	34,441,433	27,566,886	28,114,252	28,872,755	29,655,477
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
児童手当勘定							
歳入	事業主拠出金収入	148,010	149,501	149,716	151,578	145,899	145,838
	業務勘定より受入	141,510	142,863	145,679	147,439	141,863	141,858
	船員保険特別会計より受入	1	1	0	0	0	0
	事業主拠出金収入	6,499	6,637	4,037	4,139	4,036	3,980
	一般会計より受入	14,391	26,231	27,940	25,427	28,063	128,453
	積立金より受入	16,216	9,781	—	2,998	20,712	5,198
	雑収入	150	0	0	250	97	73
	前年度剰余金受入	12,410	1,704	122	1,103	1,880	287
合計	191,177	187,217	177,778	181,356	196,651	279,849	
歳出	被用者児童手当交付金	119,638	115,963	119,753	119,449	126,743	189,188
	非被用者児童手当交付金	18,708	19,919	19,947	19,391	20,834	41,965

歳出	業務取扱費	6,017	5,976	6,104	5,993	6,083	14,552
	諸支出金	268	158	186	37	15	16
	福祉施設費	—	—	—	—	—	—
	児童育成事業費	42,347	41,901	28,288	32,986	39,376	28,428
	予備費	4,200	3,300	3,500	3,500	3,600	5,700
	合計	191,177	187,217	177,778	181,356	196,651	279,849
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
制度間調整勘定							
歳入	拠出金等収入	10,590,929	11,619,333	—	—	—	—
	年金勘定より受入	8,474,774	9,294,865	—	—	—	—
	国家公務員等共済組合連合会等拠出金収入	2,116,154	2,324,467	—	—	—	—
	合計	10,590,929	11,619,333				
歳出	調整対象給付費繰入及交付金	10,590,929	11,619,333	—	—	—	—
	国家公務員等共済組合連合会等交付金	2,166,918	2,375,179	—	—	—	—
	年金勘定へ繰入	8,424,011	9,244,154	—	—	—	—
	合計	10,590,929	11,619,333	—	—	—	—
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	117,833	121,609	122,586	80,869	84,984	85,374
	他勘定より受入	343,586	364,228	393,205	392,659	381,968	373,762
	健康勘定より受入	155,411	158,411	158,435	158,266	152,102	149,996
	年金勘定より受入	188,174	205,817	234,770	234,393	229,866	223,766
	児童手当収入	143,131	144,523	147,365	149,177	143,674	143,697
	特別保健福祉事業資金より受入	85,000	85,000	60,000	62,000	32,000	18,800
	雑収入	7,966	9,268	10,448	12,428	12,451	13,275
	前年度剰余金受入	1,757	2,647	7,436	5,207	3,237	1,978
	合計	699,272	727,275	741,040	702,340	658,314	636,886
	歳出	業務取扱費	125,650	131,108	135,734	138,414	139,999
施設整備費		3,273	3,822	6,174	6,018	5,921	3,555
保健施設費		—	—	—	—	—	—
保健事業費		86,746	88,178	92,400	96,605	99,897	99,119
福祉施設費		—	—	—	—	—	—
福祉施設事業費		250,302	269,093	293,499	241,973	229,898	224,409
特別保健福祉施設費		—	—	—	—	—	—
特別保健福祉事業費		7,839	7,782	5,500	5,500	1,300	1,300
特別保健福祉事業費補助		74,886	75,111	53,156	55,269	30,073	15,246

歳出	年金福祉事業団出資 特別保健福祉事業 費健康勘定へ繰入	6,178	6,597	6,939	9,276	8,121	7,923
	児童手当拠出金 児童手当勘定へ繰入	141,510	142,863	145,679	147,439	141,863	141,858
	特別保健福祉事業 費船員保険特別会 計へ繰入	2,275	2,107	1,344	1,231	627	2,254
	特別保健福祉事業 資金へ繰入	—	—	—	—	—	—
	諸支出金	13	14	15	15	15	15
	予備費	600	600	600	600	600	600
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	699,272	727,275	741,040	702,340	658,314	636,886

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

## 2 船員保険特別会計

この会計は、「船員保険法」(昭和14年法律第73号)に基づく船員保険事業を  
経理するため、一般会計と区別して設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「船員保険特別会計法」

### 第1条 (設置)

「船員保険法」による船員保険事業(「老人保健法」(昭和57年法律第80号)  
の規定による拠出金及び「国民健康保険法」(昭和33年法律第192号)の規定  
による納付金の納付を含む。以下同じ。)を運営するため、特別会計を設置し、  
その歳入を以てその歳出に充てる。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

従業員の職務の性格からリスクが異なる職域保険として、「船員保険特別会  
計法」(昭和15年法律第13号)に基づき、昭和15年度より船員保険特別会計が設  
置された。同特別会計の実体法は「船員保険法」(昭和14年法律第73号)である。  
その後、特別会計の戦時統合の中でこの特別会計は昭和18年度末に廃止され、  
昭和19年度より厚生保険特別会計船員勘定に切り替えられた。更に「船員保険  
特別会計法」(昭和22年法律第236号)により、昭和22年11月1日から、職域保  
険として分立し、船員保険特別会計が再設された。<sup>1)</sup>

船員保険は、職務外の疾病及び職務上の疾病を經理する疾病部門、失業部門及び職務上年金部門から構成される社会保険である。なお、職務外年金部門については、昭和61年4月から厚生年金保険制度に統合されたことから、これに係る經理は厚生保険特別会計に移管された。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>2)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入、一般会計より受入、運用収入)	1,230億円	(1) 保険給付費	803億円
(2) 積立金より受入	16億円	(2) 老人保健拠出金	157億円
(3) その他 (雑収入、児童手当収入等)	7億円	(3) 諸支出金	147億円
		(4) 福祉施設費	82億円
		(5) その他 (業務取扱費、退職者給付拠出金等)	65億円
計	1,253億円	計	1,253億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-2のとおりである。

歳入のうち、保険料収入は、疾病部門及び年金部門の被保険者数、平均標準報酬月額等を積算の基礎として算出するものであり、一般会計より受入は、失業保険及び年金保険の給付費に対する国庫負担金、疾病部門に対する国庫補助金及び業務取扱費の財源の一部を一般会計から受け入れるものである。

歳出のうち、保険給付費は医療給付費と現金給付費を合わせた疾病保険給付費、失業保険給付費、年金保険給付費の合計額であり、老人保健拠出金は「老人保健法」に基づく老人保健拠出金である。

平成2年には「厚生保険特別会計法の一部を改正する法律」(平成2年法律第3号)により、厚生保険特別会計業務勘定に特別保健福祉事業資金が設置され、特別保健福祉事業として、「厚生保険特別会計法」の規定による拠出の一部に充てるため、船員保険特別会計への繰入金の規定された。船員保険特別会計では特別保健福祉事業による助成の受入見込額を歳入項目である厚生保険特別会計より受入として計上し、<sup>3)</sup> 以後も続いている。

また、平成9年度に「介護保険法」(平成9年法律第123号)が制定され、平成12年4月1日に介護保険制度が導入された。また、「介護保険法施行法」(平成9年法律第124号)により、「船員保険特別会計法」が一部改正され、同法第

3条に「介護保険法」の規定による納付金が追加された。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>4)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	881億円	(1) 保険給付費	507億円
( 保険料収入、一般会計よ り受入、運用収入)		(2) 老人保健拠出金	150億円
(2) 積立金より受入	39億円	(3) 諸支出金	149億円
(3) 厚生保険特別会計より受入	23億円	(4) 福祉事業費	61億円
(4) その他	17億円	(5) 介護納付金	34億円
( 雑収入等)		(6) その他	60億円
		( 退職者給付拠出金、業務 取扱費等)	
計	960億円	計	960億円

## 〔注〕

- 1) 昭和63年度までの船員保険特別会計については、厚生省保険局・社会保険庁医療保険部編『船員保険三十年史』（昭和47年、船員保険会）を参照。船員保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』279-284ページ、『国の予算』平成元年度 838-841ページ。
- 3) 『平成2年度特別会計予算書』269、288ページ、『国の予算』平成2年度 827-829ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』289-294ページ、『国の予算』平成12年度 670-672ページ。

表 1-3-2 船員保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	保険収入	123,007	102,947	104,816	108,807	111,342	109,077
	保険料収入	112,878	93,814	95,422	98,510	100,263	98,403
	一般会計より受入	7,957	7,056	6,951	7,227	7,243	7,044
	運用収入	2,172	2,077	2,442	3,070	3,836	3,630
	児童手当収入	4	7	2	3	1	1

歳入	厚生保険特別会計より受入	—	1,634	2,464	2,467	2,468	2,384
	積立金より受入	1,586	2,396	—	—	—	—
	雑収入	733	991	1,356	2,548	3,833	3,372
	前年度剰余金受入	0	—	—	—	—	—
	合計	125,330	107,976	108,638	113,824	117,645	114,833
歳出	保険給付費	80,302	66,329	65,485	68,082	68,844	66,856
	老人保健拠出金	15,670	14,655	13,668	13,782	14,748	14,920
	退職者給付拠出金	2,676	2,190	1,791	2,543	2,563	2,894
	介護給付金	—	—	—	—	—	—
	業務取扱費	2,731	2,796	2,900	2,974	3,015	2,965
	諸支出金	14,652	14,098	14,622	15,821	15,676	15,746
	福祉施設費	8,195	6,900	7,080	8,483	9,900	9,274
	福祉事業費	—	—	—	—	—	—
	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	4	7	2	3	1	1
	予備費	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	12	—	—	—
合計	125,330	107,976	106,560	112,688	115,749	113,655	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	保険収入	107,945	104,148	99,882	95,982	91,677	88,114
	保険料収入	96,552	92,956	88,670	85,545	81,539	79,091
	一般会計より受入	6,874	6,799	6,711	5,996	6,280	5,913
	運用収入	4,520	4,393	4,501	4,441	3,859	3,110
	児童手当収入	1	1	0	0	0	0
	厚生保険特別会計より受入	2,275	2,107	1,344	1,231	627	2,254
	積立金より受入	—	—	—	—	4,627	3,945
	雑収入	1,884	1,829	1,646	1,480	1,525	1,710
	前年度剰余金受入	—	—	—	—	0	—
合計	112,105	108,085	102,873	98,694	98,456	96,024	
歳出	保険給付費	65,156	62,250	56,787	53,338	53,431	50,671
	老人保健拠出金	15,129	15,586	15,535	15,213	17,429	14,959
	退職者給付拠出金	3,039	2,800	2,576	2,581	2,953	3,003
	介護給付金	—	—	—	—	—	3,406
	業務取扱費	2,981	2,885	2,810	2,682	2,644	2,544
	諸支出金	15,692	15,659	15,377	15,130	15,149	14,854
	福祉施設費	—	—	—	—	—	—
	福祉事業費	7,630	7,376	6,948	6,597	6,350	6,085
	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	1	1	0	0	0	0
	予備費	1,000	1,000	900	500	500	500

歳出	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	110,627	107,557	100,935	96,042	98,456	96,024

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

### 3 国民年金特別会計

#### (1) 概要

この特別会計は老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする国民年金事業を、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「国民年金特別会計法」

#### 第1条（設置）

「国民年金法」（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）による国民年金事業を経営するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

自営業者及び零細企業の従業員は、企業の従業員を対象とする厚生年金や船員を対象とする船員保険及び政府が管掌する年金共済に加入しておらず、公的年金保険の適用を受けていなかった。これら自営業者等のほかに、既に高齢に達して新たに公的年金に加入する資格をほぼ失っていた国民も公的年金の対象とすることで、国民皆年金を実現させる必要があった。

「国民年金法」（昭和34年法律第141号）が公布され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が導入される運びとなった。その導入に先行して昭和34年11月より、一般会計の負担により無拠出の福祉年金が導入された。

この拠出制の年金制度を経理するため、「国民年金特別会計法」（昭和36年法律第63号）に基づき、昭和36年度に国民年金特別会計が設置された。この結果、国民年金については、拠出に基づく国民年金勘定、一般会計からの受入れを財源として給付する無拠出者を対象とした福祉年金勘定、及び業務経費を経理する業務勘定の三つに区分して経理することとなった。こうして自営業者等に対

する年金制度が導入され、国民皆年金制度へと大きく前進した。

その後、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）が昭和61年4月1日に施行され、国民年金制度はすべての国民を対象に基礎年金給付を行う制度に改められ、その費用については各公的年金制度が負担する拠出金等をもって賄うものとされた。これに伴い、基礎年金に係る拠出金、繰入金の受入れ及び基礎年金の給付等について、他の諸費用と明確に区分して経理を行うため、昭和61年には新たに基礎年金勘定を設置している。

更に「年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律」（昭和62年法律第59号）が施行されたことを機会に、厚生保険特別会計年金勘定と同様に、国民年金積立金の一部を資金運用部からの借入金として調達し、年金福祉事業団において年金の財政基盤の強化に資することを目的とした年金財源強化事業が創設されている。<sup>1)</sup>

以下、国民年金特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を説明する。

## (2) 基礎年金勘定

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>2)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 拠出金等収入	6兆2,777億円	(1) 基礎年金相当給付費	5兆2,819億円
(2) 前年度剰余金受入	1,677億円	繰入及交付金	
(3) その他	493億円	(2) 基礎年金給付費	1兆1,123億円
(運用収入、雑収入)		(3) その他	1,005億円
		(予備費、諸支出金)	
計	6兆4,947億円	計	6兆4,947億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-3のとおりである。

この勘定の歳入は、「国民年金特別会計法」（昭和36年法律第63号）及び「国民年金法」等に基づく基礎年金給付等に要する費用に充てるための国民年金勘定、厚生保険特別会計年金勘定及び国家公務員等共済組合連合会等から受け入れる拠出金等収入と国民年金勘定から移換された、いわゆる任意加入妻に係る積立金等を資金運用部に預託する運用収入等を主たるものとしている。

一方、歳出は老齢基礎年金、障害基礎年金等の基礎年金給付費、基礎年金相当給付費財源の国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに

国家公務員等共済組合連合会等への交付金が大部分を占めている。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>3)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 抛入金等収入	13兆7,817億円	(1) 基礎年金給付費	8兆5,354億円
(2) 前年度剰余金受入	5,141億円	(2) 基礎年金相当給付費	5兆2,962億円
(3) その他	370億円	繰入及交付金	
(運用収入、雑収入)		(3) その他	5,013億円
		(予備費、諸支出金)	
計	14兆3,329億円	計	14兆3,329億円

平成12年度末における基礎年金勘定の総資産1兆7336億円のうち積立金として7246億円が（一部繰替利用を除く。）資金運用部に預託されている。<sup>4)</sup>

### (3) 国民年金勘定

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>5)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	5兆5,746億円	(1) 国民年金給付費	3兆988億円
(基礎年金勘定より受		(2) 基礎年金勘定へ繰入	1兆9,684億円
入、保険料収入、一般		(3) その他	2,017億円
会計より受入、運用収		(予備費、福祉施設	
入)		費等業務勘定へ繰入)	
(2) 雑収入	67億円		
計	5兆5,813億円	計	5兆2,689億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-3のとおりである。

この勘定の歳入については、「国民年金法」に基づく第1号被保険者（農業、自営業等のもので日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者等）が納付する保険料と「国民年金法」等の規定に基づき一般会計から繰り入れられる国庫負担金、国民年金給付費のうち基礎年金に相当する部分に要する費用として基礎年金勘定より受け入れるもの等を主としている。

一方、歳出は老齢年金を柱として、各種の年金、一時金等「国民年金法」等の規定に基づく国民年金給付費と基礎年金給付費等のうち国民年金の管掌者たる政府が負担すべき部分の額等について、基礎年金勘定へ繰り入れるものが大

部分を占めている。

なお、平成元年度末における国民年金勘定の総資産4兆4433億円のうち、積立金として2兆9409億円（一部繰替使用を除く。）が資金運用部に預託され、財政投融资計画に基づき運用されていた。<sup>6)</sup>

平成4年度の歳入予算において、年金福祉事業団からの国庫納付金約20億円を計上したが、<sup>7)</sup> これ以降、平成12年度まで国庫納付はされなかった。

平成6年度予算においては、「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律」（昭和58年法律第46号）に基づく平準化措置による額から「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成6年法律第43号）に基づき加算しないこととした額（2082億円）を控除している。<sup>8)</sup>

同様に、平成7年度予算においても、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）により、「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律」（昭和58年法律第46号）に基づき加算しないこととした額（2372億円）を控除している。

なお、平成8年度（2621億円）、平成9年度（948億円）にも同様の処理を行い、毎年度の繰入額がなだらかに推移するように平準化を行うこととされた。

また、平成9年度決算以降は、国民年金勘定の決算剰余金の次年度への繰入れを停止し、剰余金全額を積立金に計上した。<sup>9)</sup> こうした決算剰余金の次年度への繰入れ停止は平成12年度まで続いた。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>10)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (基礎年金勘定より 受入、保険料収入、 一般会計より受入、 運用収入)	6兆4,169億円	(1) 基礎年金勘定へ繰入	3兆 925億円
(2) 雑収入	43億円	(2) 国民年金給付費	2兆7,354億円
計	6兆4,212億円	(3) その他 (予備費、福祉施設費 等業務勘定へ繰入、 諸支出金)	1,846億円
		計	6兆 125億円

平成12年度末における国民年金勘定の総資産11兆8498億円のうち、積立金として9兆4617億円が資金運用部に預託され（一部繰替利用を除く。）、<sup>11)</sup> 財政投融资計画に基づき運用されており、総資産及び積立金ともに平成元年度末に比べ大きく膨れ上がっている。

#### (4) 福祉年金勘定

この勘定は、老齢福祉年金に係る収支を経理するものである。

福祉年金の給付に要する費用は、すべて国庫が負担している。なお、この年金は全額国庫負担による無拠出の年金であるため、受給権者の所得、配偶者や扶養義務者の所得の多寡、あるいは公的年金受給資格の有無等によって、支給制限が行われる。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>12)</sup>

##### ○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	4,323億円	(1) 福祉年金給付費	4,335億円
(2) 前年度剰余金受入	30億円	(2) その他	22億円
(3) 雑収入	4億円	(予備費、諸支出金)	
計	4,357億円	計	4,357億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-3のとおりである。

##### ○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	684億円	(1) 福祉年金給付費	687億円
(2) 前年度剰余金受入	5億円	(2) その他	3億円
(3) 雑収入	2億円	(予備費、諸支出金)	
計	690億円	計	690億円

#### (5) 業務勘定

この勘定は、国民年金事業を円滑に運営するために必要な経費を一般会計等から受け入れ、国民年金印紙の売さばきによる収入をもって国民年金勘定へ保険料を繰り入れるなど、国民年金業務の収支を経理するものである。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>13)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 印紙売捌収入	1兆4,792億円	(1) 印紙収入国民年金 勘定へ繰入	1兆4,362億円
(2) 一般会計より受入	1,187億円	(2) 業務取扱費	1,196億円
(3) その他 (国民年金勘定より 受入等)	333億円	(3) その他 (予備費、福祉施設 費等)	754億円
計	1兆6,312億円	計	1兆6,312億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-3のとおりである。

歳入は、「国民年金法」第92条の規定による国民年金印紙の売捌代金、国民年金事業の事務の執行に要する費用及び市町村に対して交付する費用に充てるための国庫負担金として、一般会計から受け入れたもの等である。

歳出は、「国民年金法」第92条の規定により、国民年金印紙による納付の方法によって納付された保険料を国民年金勘定へ繰り入れる経費、国民年金事業を執行するために必要な事務費及び国民年金事業の事務の一部を行う市町村に対して交付する事務取扱費に要する費用である業務取扱費等である。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>14)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 印紙売捌収入	2兆 903億円	(1) 印紙収入国民年金 勘定へ繰入	2兆 693億円
(2) 一般会計より受入	1,141億円	(2) 業務取扱費	1,673億円
(3) その他 (国民年金勘定より 受入等)	743億円	(3) その他 (予備費、福祉施設 費等)	421億円
計	2兆2,787億円	計	2兆2,787億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの国民年金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。昭和63年度までの国民年金制度については、社会保険庁運営部年金管理課・年金指導課編『国民年金三十年のあゆみ』(平成2年、ぎょうせい)を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』325-328ページ、『国の予算』平成元年度 842-843ページ。

- 3) 『平成12年度特別会計予算書』341-344ページ、『国の予算』平成12年度 674-675ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計決算参照書』296、301ページ。
- 5) 『平成元年度特別会計予算書』329-332ページ、『国の予算』平成元年度 843-845ページ。
- 6) 『平成元年度特別会計決算参照書』248、252ページ。
- 7) 『国の予算』平成4年度 825ページ。
- 8) 『国の予算』平成8年度 110ページ。
- 9) 『平成9年度特別会計決算参照書』232ページ。
- 10) 『平成12年度特別会計予算書』345-348ページ、『国の予算』平成12年度 675-676ページ。
- 11) 『平成12年度特別会計決算参照書』298、302ページ。
- 12) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』333-335ページ、『国の予算』平成元年度 845ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』349-351ページ、『国の予算』平成12年度 676-677ページ。
- 13) 『平成元年度特別会計予算書』336-340ページ、『国の予算』平成元年度 845-846ページ。
- 14) 『平成12年度特別会計予算書』352-356ページ、『国の予算』平成12年度 677-678ページ。

表 1-3-3 国民年金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基礎年金勘定							
歳入	拠出金等収入	6,277,716	6,986,056	7,752,872	8,682,612	9,449,008	10,034,771
	運用収入	46,937	56,822	52,111	56,086	55,407	54,141
	雑収入	2,329	3,180	3,642	5,043	5,980	5,187
	前年度剰余金受入	167,706	389,064	291,071	382,280	361,459	509,166
	合計	6,494,688	7,435,122	8,099,697	9,126,021	9,871,854	10,603,265
歳出	基礎年金給付費	1,112,277	1,256,377	1,555,394	2,176,399	2,867,511	3,623,199
	基礎年金相当給付費繰入及交付金	5,281,889	5,973,074	6,400,097	6,677,298	6,783,245	6,634,391
	諸支出金	721	772	605	224	399	474
	予備費	99,800	204,900	143,600	272,100	220,700	345,200
	合計	6,494,688	7,435,122	8,099,697	9,126,021	9,871,854	10,603,265

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国民年金勘定							
歳入	保険収入	5,574,612	5,711,427	6,193,956	6,407,303	6,592,043	6,580,365
	保険料収入	1,535,974	1,541,159	1,639,772	1,743,859	1,920,761	2,064,506
	一般会計より受入	951,411	954,757	1,068,288	1,155,029	1,238,236	1,088,933
	基礎年金勘定より受入	2,942,511	3,041,094	3,279,589	3,269,394	3,161,432	3,132,807
	運用収入	144,717	174,417	206,307	239,021	271,614	294,119
	年金福祉事業団納付金	—	—	—	1,983	1,050	111
	雑収入	6,718	6,445	5,205	5,227	5,108	5,525
合計	5,581,330	5,717,872	6,199,161	6,414,513	6,598,201	6,586,001	
歳出	国民年金給付費	3,098,787	3,261,991	3,399,903	3,414,489	3,351,596	3,329,625
	基礎年金勘定へ繰入	1,968,368	1,850,325	1,967,398	2,127,928	2,320,881	2,537,141
	諸支出金	15,212	18,535	17,997	17,805	19,550	21,416
	福祉施設費等業務勘定へ繰入	31,647	33,050	36,126	37,043	38,626	41,546
	予備費	154,900	163,100	170,000	170,700	167,600	166,500
合計	5,268,914	5,327,001	5,591,424	5,767,965	5,898,253	6,096,229	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
福祉年金勘定							
歳入	一般会計より受入	432,300	342,051	290,234	239,649	210,804	195,272
	雑収入	446	551	528	618	749	684
	前年度剰余金受入	2,971	2,556	1,798	2,381	921	929
	合計	435,716	345,158	292,560	242,648	212,474	196,886
歳出	福祉年金給付費	433,510	343,453	291,055	241,443	211,369	195,881
	諸支出金	6	6	6	5	6	6
	予備費	2,200	1,700	1,500	1,200	1,100	1,000
合計	435,716	345,158	292,560	242,648	212,474	196,886	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	118,686	126,181	137,186	143,911	147,233	154,727
	印紙売捌収入	1,479,200	1,477,586	1,579,956	1,674,978	1,838,905	1,988,719
	国民年金勘定より受入	31,647	33,050	36,126	37,043	38,626	41,546
	雑収入	753	766	660	747	807	980
	前年度剰余金受入	923	214	712	1,688	2,225	1,398
	合計	1,631,209	1,637,798	1,754,640	1,858,367	2,027,797	2,187,371

歳出	業務取扱費	119,569	126,348	137,721	145,485	149,378	156,213	
	施設整備費	292	314	337	361	387	393	
	印紙収入国民年金勘定へ繰入	1,436,200	1,434,585	1,533,955	1,626,177	1,785,304	1,930,818	
	諸支出金	1	1	1	1	1	1	
	福祉施設費	30,918	32,325	35,404	36,365	37,965	40,909	
	年金福祉事業団出資	729	726	721	678	661	637	
	予備費	43,500	43,500	46,500	49,300	54,100	58,400	
	合計	1,631,209	1,637,798	1,754,640	1,858,367	2,027,797	2,187,371	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
基礎年金勘定								
歳入	拠出金等収入	11,030,491	11,515,040	11,873,078	12,659,570	13,260,583	13,781,719	
	運用収入	63,997	51,875	52,425	43,849	32,670	30,259	
	雑収入	5,932	6,814	6,792	7,702	7,726	6,758	
	前年度剰余金受入	516,544	644,913	621,733	611,078	527,378	514,129	
	合計	11,616,963	12,218,642	12,554,028	13,322,199	13,828,357	14,332,865	
歳出	基礎年金給付費	4,464,489	5,127,707	5,911,398	6,763,034	7,633,167	8,535,351	
	基礎年金相当給付費繰入及交付金	6,837,772	6,679,047	6,259,867	6,083,284	5,769,469	5,296,171	
	諸支出金	403	289	1,262	481	321	343	
	予備費	314,300	411,600	381,500	475,400	425,400	501,000	
	合計	11,616,963	12,218,642	12,554,028	13,322,199	13,828,357	14,332,865	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
国民年金勘定								
歳入	保険収入	6,847,965	7,094,853	6,844,034	6,802,307	6,584,547	6,416,883	
	保険料収入	2,162,647	2,261,830	2,320,069	2,344,753	2,258,105	2,190,433	
	一般会計より受入	1,184,556	1,467,872	1,332,231	1,326,490	1,322,664	1,363,651	
	基礎年金勘定より受入	3,186,850	3,039,463	2,845,968	2,784,985	2,674,774	2,570,129	
	運用収入	313,912	325,688	345,767	346,079	329,004	292,670	
	年金福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—	
	雑収入	5,600	5,291	5,334	5,007	4,578	4,357	
	合計	6,853,565	7,100,144	6,849,368	6,807,314	6,589,125	6,421,239	
	歳出	国民年金給付費	3,369,632	3,221,490	3,068,978	2,984,142	2,850,984	2,735,355
		基礎年金勘定へ繰入	2,705,517	2,732,338	2,837,750	2,963,265	2,971,637	3,092,488
諸支出金		22,059	29,754	31,524	39,743	38,473	28,769	
福祉施設費等業務勘定へ繰入		44,098	54,490	58,588	58,272	60,098	73,884	
予備費		168,500	161,100	153,400	90,000	86,000	82,000	
合計		6,309,806	6,199,172	6,150,240	6,135,422	6,007,192	6,012,496	

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
福祉年金勘定							
歳入	一般会計より受入	173,766	143,792	107,996	88,828	80,734	68,369
	雑収入	647	474	289	290	202	152
	前年度剰余金受入	1,032	716	551	586	302	494
	合計	175,445	144,982	108,836	89,704	81,238	69,015
歳出	福祉年金給付費	174,539	144,227	108,280	89,298	80,832	68,670
	諸支出金	6	5	6	6	6	6
	予備費	900	750	550	400	400	340
	合計	175,445	144,982	108,836	89,704	81,238	69,015
業務勘定		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	一般会計より受入	159,984	162,198	163,648	130,304	127,178	114,084
	印紙売捌収入	2,080,856	2,174,334	2,257,825	2,236,285	2,128,369	2,090,281
	国民年金勘定より受入	44,098	54,489	58,588	58,272	60,098	73,884
	雑収入	873	878	906	897	696	424
	前年度剰余金受入	1,545	2,395	3,672	3,152	3,668	18
	合計	2,287,356	2,394,294	2,484,639	2,428,910	2,320,009	2,278,691
歳出	業務取扱費	161,495	164,516	167,065	167,761	170,610	167,326
	施設整備費	407	455	661	301	43	34
	印紙収入国民年金勘定へ繰入	2,020,255	2,111,033	2,192,063	2,214,283	2,107,368	2,069,280
	諸支出金	1	1	1	1	1	1
	福祉施設費	43,450	53,813	57,851	23,970	20,405	20,470
	年金福祉事業団出資	649	676	737	94	82	80
	予備費	61,100	63,800	66,261	22,500	21,500	21,500
	合計	2,287,356	2,394,294	2,484,639	2,428,910	2,320,009	2,278,691

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

#### 4 労働保険特別会計

##### (1) 概要

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)、「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)等に基づく労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「労働保険特別会計法」

#### 第1条（設置）

「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

昭和22年に失業保険事業等の経理を明確にするため、失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が設置された。昭和42年に「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）及び「失業保険法」（昭和22年法律第146号）の一部を改正する法律に基づき、従業員5人未満の事業所に対しても両保険が適用されることとなった。これらの保険料の徴収事務が飛躍的に増大すると見込まれたため、徴収手続を一本化する方針が打ち出された。しかし、保険料徴収法案の国会への提出は遅れ、ようやく昭和44年3月に国会に提出されたが審議未了で廃案となった。その後、第62回国会において「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号）が成立し、公布された。この法律は昭和47年4月1日に施行の予定であり、それに伴い両特別会計を統合する特別会計法が必要となったため、第68回国会に「労働保険特別会計法」（昭和47年法律第18号）が提出され、可決された。

昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。

労働保険特別会計は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

労働災害の危険を保険する社会保険として、「労働者災害扶助責任保険特別会計法」（昭和6年法律第56号）により、昭和6年度に労働者災害扶助責任保険特別会計が設置された。同特別会計の実体法は「労働者災害扶助法」（昭和6年法律第54号）であった。その後、「労働者災害補償保険特別会計法」（昭和22

年法律第51号)により、昭和22年7月1日に労働者災害補償保険特別会計が設置され、既存の労働者災害扶助責任保険特別会計は廃止された。同特別会計の実体法は「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)であった。また、「失業保険特別会計法」(昭和22年法律第157号)により昭和22年11月1日に失業保険特別会計が設置された。同特別会計の実体法は「失業保険法」(昭和22年法律第146号)であった。こうして昭和22年に労働災害及び失業に関する社会保険制度が充実された。<sup>1)</sup>

更に、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」により、両特別会計の保険料の徴収が整備されるとともに、「労働保険特別会計法」により、既存の両特別会計が廃止され、昭和47年4月1日に新たに設置された労働保険特別会計に吸収された。

労働災害保険については労災勘定、失業保険については失業勘定、また保険料の徴収については徴収勘定でそれぞれ区分して経理されることとなった。その後、「雇用保険法」が公布され、昭和50年4月1日に施行された。併せて従来の「失業保険法」が廃止されるとともに、「労働保険特別会計法」も改正され、失業勘定は雇用勘定に改称された。また「雇用保険法等の一部を改正する法律」(昭和52年法律第43号)により、雇用安定事業が実施されることとなり、昭和52年度に雇用勘定に雇用安定資金を設置して、資金を繰り入れた。<sup>2)</sup>

以下、労働保険特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を説明する。

## (2) 労災勘定

この勘定は、徴収勘定で収納される労働保険料のうち労災保険に係る部分について、同勘定からの受入金等を歳入とし、労災保険に係る保険給付費、労働福祉事業費等を歳出として経理しているものである。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>3)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	1兆9,935億円	(1) 保険給付費	8,464億円
(徴収勘定より受入、 支払備金受入等)		(2) 労働福祉事業費	2,226億円
(2) 雑収入	578億円	(3) その他	1,844億円
		(徴収勘定へ繰入、予 備費、業務取扱費等)	
計	2兆 513億円	計	1兆2,534億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-4のとおりである。

歳入のうち、徴収勘定より受入は、労災保険に係る保険料、その他の歳入として延納金等の雑収入、労災保険事業に要する費用の一部補助としての一般会計からの受入金等を計上している。

歳出は、労災保険の保険給付費、被災労働者等援護のための事業である特別支給金等の労働福祉事業費、徴収関係事務費等の財源として徴収勘定への繰入金等の所要額を計上している。

平成元年度以降の制度改正の主な動きをみると、平成2年度においては、高齢化の進展等経済社会の変化等に対応するための法改正が行われ、①年金・一時金及び休業補償のスライド要件の改善、②長期療養者の休業（補償）給付への年齢階層別の最低・最高限度額の導入等を行った。また、平成8年度においては、「労働災害補償保険法」による二段階の審査請求手続の趣旨を生かすため、審査官決定遅延時の救済規定を創設する法改正を行っている。<sup>4)</sup> その後も制度の見直し等を行い、施策の充実を図っている。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>5)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (徴収勘定より受入、 支払備金受入等)	1兆6,066億円	(1) 保険給付費	8,940億円
(2) 雑収入	2,159億円	(2) 労働福祉事業費	2,764億円
		(3) その他 (徴収勘定へ繰入、業 務取扱費、労働福祉事 業団出資等)	2,043億円
計	1兆8,225億円	計	1兆3,747億円

### (3) 雇用勘定

この勘定は、労災勘定と同様、徴収勘定で収納される労働保険料等のうち、雇用保険に係る部分について同勘定からの受入金等を歳入とし、労働者が失業した場合に必要な失業給付費、雇用安定等事業費等を歳出として経理している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>6)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (徴収勘定より受入、	2兆 576億円	(1) 失業給付費	1兆3,953億円
		(2) 雇用安定等事業費	5,109億円

一般会計より受入)		(3) 予備費	3,000億円
(2) 雇用安定資金より受入	1,980億円	(4) 雇用促進事業団出資	817億円
(3) 運用収入	936億円	(5) その他	738億円
(4) その他	124億円	(業務取扱費、徴収勘定へ繰入等)	
(積立金より受入等)			
計	2兆3,616億円	計	2兆3,616億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-4のとおりである。

歳入には、雇用保険に係る保険料、雇用保険印紙の売さばき代金の郵政事業特別会計からの受入金及び延納金等の雑収入を受け入れる徴収勘定より受入、一般被保険者の求職者給付、高年齢継続被保険者の求職者給付、短期雇用特例被保険者の求職者給付については4分の1、日雇労働被保険者の求職者給付については3分の1に相当する額を保険給付財源とし、また、保険事業の執行経費の一部を業務取扱費財源として一般会計から受け入れる一般会計より受入等がある。

歳出には、雇用失業情勢等を基礎として一般被保険者の求職者給付を見込み、高年齢継続被保険者の求職者給付、雇用安定等給付金等の雇用安定等事業費等の所要額を計上している。

雇用保険制度については、度重なる制度改正等が行われている。

平成元年には、「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律」(平成元年法律第36号)が公布され、パートタイム労働者に対する適用及び給付の特例が創設された(平成元年10月1日施行)。<sup>7)</sup>

平成4年には「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」(平成4年法律第8号)の成立により国庫負担率の暫定的引下げ(25%→22.5%)、<sup>8)</sup>その後、平成6年度予算において、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成6年法律第43号)により、「雇用保険法」に規定する一般会計から雇用勘定への繰入れについては、「雇用保険法」に規定する額の合算額から300億円を控除して繰り入れるものとし、後日、300億円を一般会計より雇用勘定に受け入れた。<sup>9)</sup>また、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成6年法律第57号)が成立し、高齢者や女性の職業生活の円滑な継続を援助、促進するための「雇用継続給付」の創設及び失業給付の改善等の改正が行われた。<sup>10)</sup>

同様に平成7年度予算においても、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）により、一般会計から雇用勘定への繰入れについては、「雇用保険法」に規定する額の合算額から300億円を控除して繰り入れるものとし、後日、300億円を一般会計より雇用勘定に受け入れるものとした。<sup>11)</sup>

平成10年には、教育訓練給付及び介護休業給付の創設並びに失業等給付に係る国庫負担の更なる暫定引下げ等の改正が行われた。<sup>12)</sup>

平成12年には、育児休業給付・介護休業給付の充実、雇用保険率及び失業等給付に係る国庫負担率の見直し等の改正を行っている。<sup>13)</sup>

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>14)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	2兆1,637億円	(1) 失業等給付費	2兆8,176億円
(徴収勘定より受入、 一般会計より受入)		(2) 雇用安定等事業費	6,568億円
(2) 積立金より受入	1兆4,828億円	(3) 予備費	2,300億円
(3) 雇用安定資金より受入	1,546億円	(4) 業務取扱費	948億円
(4) その他	713億円	(5) その他	732億円
(運用収入、雑収入)		(雇用・能力開発機構 出資、他勘定へ繰入、 施設整備費)	
計	3兆8,725億円	計	3兆8,725億円

なお、平成元年度末の雇用安定資金の残高は、雇用勘定への繰入れが続いてきたことから4326億円となっており、雇用勘定における積立金残高は1兆6670億円であった。<sup>15)</sup> また、平成12年度末における雇用安定資金の残高は、景気低迷の中の雇用支援で雇用勘定への繰入れが続いたため、3792億円となっている。同様に雇用勘定における積立金についても雇用勘定への多額の繰入れが行われたため、その残高は7000億円である。<sup>16)</sup>

#### (4) 徴収勘定

この勘定は、労災・雇用両保険事業に係る保険料が労働保険料として一本化され、両保険事業の事務のうち徴収事務等については、一体として収入支出の経理を行うことが必要となったことから、設けられたものである。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>17)</sup>

## ○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入等)	3兆1,156億円	(1) 他勘定へ繰入 (雇用勘定へ繰入、労 災勘定へ繰入)	3兆1,179億円
(2) 他勘定より受入 (労災勘定より受入等)	878億円	(2) その他	888億円
(3) その他 (雑収入等)	33億円	(保険料返還金、業務 取扱費等)	
計	3兆2,066億円	計	3兆2,066億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-4のとおりである。

## ○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入等)	3兆1,756億円	(1) 他勘定へ繰入 (雇用勘定へ繰入、労 災勘定へ繰入)	3兆1,767億円
(2) 他勘定より受入 (労災勘定より受入等)	1,245億円	(2) その他	1,249億円
(3) その他 (雑収入等)	15億円	(保険料返還金、業務 取扱費等)	
計	3兆3,016億円	計	3兆3,016億円

歳入のうち、保険料収入は、労働保険料、郵政事業特別会計からの印紙保険料に係る受入金や、徴収関係事務費等の財源としての労災勘定及び雇用勘定からの受入金等である。

歳出は、収納した労働保険料等を労災勘定及び雇用勘定へそれぞれ繰り入れる繰入金、徴収関係事務費等の所要額を計上している。

## 〔注〕

- 1) 労災保険と失業保険を経理する特別会計の設置については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編

『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。

- 3) 『平成元年度特別会計予算書』729-733ページ、『国の予算』平成元年度 875-876ページ。
- 4) 『国の予算』平成12年度 693ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計予算書』767-772ページ、『国の予算』平成12年度 709-710ページ。
- 6) 『平成元年度特別会計予算書』734-738ページ、『国の予算』平成元年度 876-878ページ。
- 7) 『国の予算』平成12年度 698ページ。
- 8) 『国の予算』平成4年度 849ページ、『ファイナンス』（平成4年3月）33ページを参照。
- 9) 『国の予算』平成6年度 873ページ。
- 10) 『国の予算』平成10年度 844ページ。
- 11) 『国の予算』平成7年度 861ページ。
- 12) 『国の予算』平成10年度 844ページ。
- 13) 『国の予算』平成12年度 698ページ。
- 14) 『平成12年度特別会計予算書』773-778ページ、『国の予算』平成12年度 710-713ページ。
- 15) 『平成元年度特別会計決算参照書』675-676ページ。
- 16) 『平成12年度特別会計決算参照書』330-331ページ。
- 17) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』739-742ページ、『国の予算』平成元年度 878-879ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』779-782ページ、『国の予算』平成12年度 713ページ。

表 1-3-4 労働保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
労災勘定							
歳入	保険収入	1,993,515	2,129,524	2,256,541	2,210,942	2,136,082	2,058,628
	徴収勘定より受入	1,356,525	1,602,253	1,801,836	1,807,991	1,786,501	1,734,281
	一般会計より受入	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
	未経過保険料受入	31,477	41,658	52,246	62,509	66,556	71,065
	支払備金受入	604,206	484,307	401,152	339,135	281,718	251,975
	雑収入	57,803	83,817	140,855	191,937	219,806	242,615
	合 計	2,051,318	2,213,342	2,397,396	2,402,879	2,355,888	2,301,243
歳出	保険給付費	846,411	875,466	836,017	849,060	859,489	879,749
	業務取扱費	37,970	41,369	43,267	45,590	47,555	49,470
	施設整備費	1,683	1,422	1,551	1,660	2,195	2,952
	労働福祉事業費	222,559	242,061	247,780	244,320	252,569	269,290

歳出	労働福祉事業団出資	25,413	29,575	23,355	25,673	27,752	41,668
	徴収勘定へ繰入	69,396	78,805	84,618	85,432	86,874	130,959
	予備費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	給与改善予備費	—	—	579	—	—	—
	合計	1,253,431	1,318,697	1,287,167	1,301,735	1,326,434	1,424,088
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
雇用勘定							
歳入	保険収入	2,057,623	2,268,035	2,424,090	2,237,523	2,111,025	2,073,849
	徴収勘定より受入	1,761,351	1,973,710	2,134,186	1,955,073	1,831,175	1,823,999
	一般会計より受入	296,272	294,325	289,904	282,450	279,850	249,850
	運用収入	93,557	120,513	165,511	217,028	268,741	289,249
	積立金より受入	7,983	—	—	—	277,035	439,156
	雇用安定資金より受入	198,022	34,374	—	—	27,503	180,985
	雑収入	4,451	9,113	11,533	11,853	10,036	11,007
合計	2,361,636	2,432,034	2,601,134	2,466,404	2,694,340	2,994,246	
歳出	失業給付費	1,395,295	1,388,440	1,377,836	1,503,202	1,691,412	1,806,663
	失業等給付費	—	—	—	—	—	—
	業務取扱費	51,892	53,705	56,057	58,678	59,947	63,843
	施設整備費	3,496	3,546	3,840	5,887	9,377	11,746
	雇用安定等事業費	510,865	412,419	398,683	400,130	467,015	604,693
	雇用促進事業団出資	81,716	67,841	64,675	75,673	84,539	92,244
	雇用・能力開発機構出資	—	—	—	—	—	—
	徴収勘定へ繰入	18,371	20,010	21,110	21,766	22,050	25,057
	他勘定へ繰入	—	—	—	—	—	—
	雇用安定資金へ繰入	—	—	20,932	34,792	0	—
	予備費	300,000	300,000	300,000	300,000	360,000	390,000
給与改善予備費	—	—	1,189	—	—	—	
合計	2,361,636	2,245,962	2,244,322	2,400,129	2,694,340	2,994,246	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
徴収勘定							
歳入	保険収入	3,115,565	3,551,488	3,920,683	3,760,917	3,615,948	3,556,727
	保険料収入	3,112,864	3,548,980	3,918,679	3,759,280	3,614,627	3,555,486
	印紙収入	2,701	2,509	2,004	1,637	1,321	1,241
	他勘定より受入	87,767	98,815	105,728	107,198	108,924	156,016
	労災勘定より受入	69,396	78,805	84,618	85,432	86,874	130,959
	雇用勘定より受入	18,371	20,010	21,110	21,766	22,050	25,057
	雑収入	2,311	3,048	2,870	2,147	1,728	1,553
	前年度剰余金受入	1,004	21,788	13,218	450	306	195
合計	3,206,647	3,675,139	4,042,499	3,870,712	3,726,906	3,714,491	

歳出	保険料返還金	58,136	66,316	70,353	70,352	71,139	115,452
	業務取扱費	29,635	31,860	34,972	36,296	37,091	39,759
	他勘定へ繰入	3,117,876	3,575,963	3,936,021	3,763,064	3,617,676	3,558,280
	労災勘定へ繰入	1,356,525	1,602,253	1,801,836	1,807,991	1,786,501	1,734,281
	雇用勘定へ繰入	1,761,351	1,973,710	2,134,186	1,955,073	1,831,175	1,823,999
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	153	—	—	—
	合計	3,206,647	3,675,139	4,042,499	3,870,712	3,726,906	3,714,491
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
労災勘定							
歳入	保険収入	1,834,582	1,839,111	1,874,553	1,785,199	1,681,348	1,606,633
	他勘定より受入	—	—	—	—	—	1,349,299
	徴収勘定より受入	1,565,224	1,586,851	1,606,223	1,529,136	1,433,428	—
	一般会計より受入	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
	未経過保険料受入	62,056	56,000	53,769	52,178	46,617	40,692
	支払備金受入	205,995	194,953	213,254	202,578	199,996	215,335
	雑収入	272,291	280,397	279,664	264,651	238,771	215,911
	合計	2,106,873	2,119,508	2,154,217	2,049,850	1,920,119	1,822,543
歳出	保険給付費	884,845	893,480	897,164	902,152	902,592	894,042
	業務取扱費	50,465	51,473	53,015	53,866	54,930	55,432
	施設整備費	3,950	3,487	4,188	4,184	4,454	5,447
	労働福祉事業費	279,832	289,163	301,817	287,891	284,536	276,389
	労働福祉事業団出資	31,393	34,000	34,387	29,226	27,778	25,839
	他勘定へ繰入	—	—	—	—	—	99,561
	徴収勘定へ繰入	132,609	117,071	114,366	97,634	98,085	—
	予備費	50,000	50,000	50,000	18,000	18,000	18,000
給与改善予備費	—	—	—	—	—	—	
合計	1,433,094	1,438,674	1,454,937	1,392,953	1,390,375	1,374,710	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
雇用勘定							
歳入	保険収入	2,127,538	2,148,049	2,176,658	2,230,942	2,174,115	2,163,726
	他勘定より受入	—	—	—	—	—	1,827,447
	徴収勘定より受入	1,872,529	1,857,382	1,884,496	1,936,250	1,863,746	—
	一般会計より受入	255,009	290,667	292,162	294,692	310,369	336,279
	運用収入	290,687	254,689	204,374	139,228	107,352	56,689
	積立金より受入	549,162	743,849	838,476	919,293	1,183,277	1,482,845
	雇用安定資金より受入	118,861	104,728	37,343	—	143,521	154,613
	雑収入	9,559	8,558	9,758	11,971	18,555	14,606
合計	3,095,807	3,259,873	3,266,609	3,301,434	3,626,820	3,872,478	

歳出	失業給付費	—	—	—	—	—	—
	失業等給付費	1,924,160	2,063,939	2,125,503	2,399,487	2,588,401	2,817,632
	業務取扱費	85,667	85,049	89,364	89,686	91,350	94,805
	施設整備費	14,095	15,851	16,948	15,709	15,640	13,551
	雇用安定等事業費	572,959	558,665	512,216	495,047	656,490	656,799
	雇用促進事業団出資	84,530	79,247	67,318	52,259	35,181	—
	雇用・能力開発機構出資	—	—	—	—	—	34,775
	徴収勘定へ繰入	24,396	27,122	25,260	24,753	24,758	—
	他勘定へ繰入	—	—	—	—	—	24,916
	雇用安定資金へ繰入	—	—	—	14,493	—	—
	予備費	390,000	430,000	430,000	210,000	215,000	230,000
給与改善予備費	—	—	—	—	—	—	
合計	3,095,807	3,259,873	3,266,609	3,301,434	3,626,820	3,872,478	
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
徴収勘定							
歳入	保険収入	3,436,326	3,442,782	3,489,267	3,464,028	3,295,951	3,175,631
	保険料収入	3,435,097	3,441,731	3,488,359	3,463,323	3,294,995	3,174,676
	印紙収入	1,229	1,051	908	705	956	955
	他勘定より受入	157,005	144,194	139,626	122,387	122,843	124,478
	労災勘定より受入	132,609	117,071	114,366	97,634	98,085	99,561
	雇用勘定より受入	24,396	27,122	25,260	24,753	24,758	24,916
	雑収入	1,428	1,450	1,452	1,358	1,224	1,115
	前年度剰余金受入	187	274	230	237	243	399
合計	3,594,946	3,588,700	3,630,574	3,588,010	3,420,261	3,301,622	
歳出	保険料返還金	115,881	102,847	97,360	80,196	80,639	82,335
	業務取扱費	40,311	40,621	41,496	41,428	41,447	41,541
	他勘定へ繰入	3,437,754	3,444,232	3,490,719	3,465,386	3,297,175	3,176,746
	労災勘定へ繰入	1,565,225	1,586,851	1,606,223	1,529,136	1,433,428	1,349,299
	雇用勘定へ繰入	1,872,529	1,857,382	1,884,496	1,936,250	1,863,746	1,827,447
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合計	3,594,946	3,588,700	3,630,574	3,588,010	3,420,261	3,301,622	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

## 第3節 農林水産業関係保険特別会計

### 1 農業共済再保険特別会計

#### (1) 概要

農業経営は自然環境の変動の影響を受けやすく、民間で保険を提供することが難しい。この会計は、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)に基づき農業災害補償制度の一環として政府が行う農業共済再保険事業(保険事業を含む)を一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

当初、対象は農作物・家畜等に限定されていたが、その後、国の責任分担の引下げなどを図りつつ、果樹、園芸施設等を対象に追加するなどの見直しが行われた。

〔参考〕平成元年度の「農業共済再保険特別会計法」

#### 第1条 (設置)

農業共済再保険事業ヲ経営スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

家畜の飼育に係る損害については、「家畜再保険特別会計法」(昭和4年法律第11号)により、昭和4年度に家畜再保険特別会計が設置され、政府による家畜再保険の引受けが開始された。そのスキームは、相互保険を行う家畜保険組合が家畜保険を引き受け、その再保険を家畜再保険特別会計が引き受けるというものであった。なお、家畜再保険特別会計の実体法は「家畜保険法」(昭和4年法律第19号)である。

農作物に係る損害については、「農業再保険特別会計法」(昭和14年法律第6号)により、昭和14年度に農業再保険特別会計が設置された。そのスキームは、家畜再保険特別会計と同様に、相互保険を行う農業保険組合が農業保険を引き受け、その再保険を農業再保険特別会計が引き受けるものであった。農業再保

険特別会計の実体法は「農業保険法」(昭和13年法律第68号)である。

昭和19年には特別会計の戦時統合の一環として「農業家畜再保険特別会計法」(昭和19年法律第11号)により、4月1日に家畜再保険特別会計と農業再保険特別会計が統合され、農業家畜再保険特別会計が設置された。同特別会計においては、農業再保険は農業勘定、家畜再保険は家畜勘定、業務取扱経費は業務勘定として、それぞれ経理された。

戦後の昭和22年には、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)により、「農業家畜再保険特別会計法」は「農業共済再保険特別会計法」に改称され、それに伴い、農業家畜再保険特別会計は農業共済再保険特別会計に改称された。同特別会計では、農業勘定で農業共済と蚕繭共済の再保険事業を、家畜勘定で家畜共済の再保険事業を、業務勘定で業務取扱費をそれぞれ経理した。

昭和26年度には、農業共済再保険特別会計の財源不足を調整するため、一般会計からの財源繰入れによる再保険金支払基金勘定が設置された。

昭和42年には、「果樹保険臨時措置法」(昭和42年法律第93号)で「農業共済再保険特別会計法」は改正され、臨時果樹勘定が追加された。更に、昭和47年に「農業共済再保険特別会計法」(昭和47年法律第71号)が改正され、臨時果樹勘定は本格的な果樹共済の導入のため果樹勘定に改められた。

また、「畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法」(昭和48年法律第79号)により「農業共済再保険特別会計法」が改正され、臨時畑作勘定が追加された。その後、昭和54年度には、「農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律」(昭和53年法律第57号)により、畑作物共済と園芸施設共済に対する恒久的な再保険を実施することとなり、臨時畑作勘定のうち畑作物共済に係るものは農業勘定に統合され、園芸施設共済に係るものは園芸施設勘定で経理されることとなった。<sup>1)</sup>

なお、平成5年には、「農業災害補償法の一部を改正する法律」(平成5年法律第35号)に基づき、農作物共済、蚕繭共済及び畑作物共済の共済掛金国庫負担方式の合理化等を実施し、国庫負担の圧縮を行った。<sup>2)</sup>

次に、農業共済再保険特別会計の予算について、勘定ごとに概要を述べる。

## (2) 再保険金支払基金勘定

この勘定は、農作物共済、畑作物共済、家畜共済、果樹共済等に係る異常災

害の発生に伴う農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の支払財源の不足に充てるための財源の一部を一般会計から受け入れ、これを財源として、異常災害の発生に伴い農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の支払財源に不足を生じた場合に、これらの勘定に繰り入れるものである。<sup>3)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>4)</sup>

## ○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 農業共済再保険金支払 基金収入 (前年度繰越資金受入)	120億円	(1) 再保険金支払財源他勘 定へ繰入 (果樹勘定へ繰入、園芸 施設勘定へ繰入)	122億円
(2) 雑収入	2億円		
計	122億円	計	122億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

## ○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 農業共済再保険金支払 基金収入 (前年度繰越資金受入)	118億円	(1) 再保険金支払財源他勘 定へ繰入 (果樹勘定へ繰入、農業 勘定へ繰入、園芸施設 勘定へ繰入)	118億円
(2) 雑収入	0億円		
計	118億円	計	118億円

## (3) 農業勘定

この勘定は、農作物共済、蚕繭共済、畑作物共済について、農業共済組合連合会が納付する再保険料、一般会計から受け入れる共済掛金国庫負担金、水稻病虫害防止費補助金の財源等を歳入とし、再保険金、農業共済組合連合会等補助及交付金等を歳出としている。<sup>5)</sup>

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>6)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 農業再保険収入 (一般会計より受入、 再保険料等)	518億円	(1) 農業再保険費	398億円
(2) 雑収入	0 億円	(2) 農業共済組合連合会等 補助及交付金 (農業共済組合連合会等 交付金等)	118億円
計	518億円	(3) 予備費	3 億円
		計	518億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

平成6年度には、平成5年産米の減収に伴い緊急特別的に輸入される米穀の売買により生ずる利益に相当する金額については、「農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律」(平成5年法律第95号)に基づき、農業勘定が食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定より2117億円を受け入れ、同額を国債整理基金特別会計に繰り入れた。<sup>7)</sup> また、平成5年度から借入金の利子相当額を一般会計から受け入れることとなり、平成6年度には同法に基づく再保険金支払財源不足金借入金利子83億円が一般会計からの受入れに上乗せされ、<sup>8)</sup> この措置はその後平成12年度まで続いた。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>9)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 農業再保険収入 (一般会計より受入、 再保険料等)	447億円	(1) 農業再保険費	367億円
(2) その他 (借入金、支払基金受 入等)	101億円	(2) 農業共済組合連合会等 補助及交付金 (農業共済組合連合会 等交付金等)	76億円
計	547億円	(3) 国債整理基金特別会計 へ繰入	62億円
		(4) その他 (予備費)	40億円
		計	546億円

#### (4) 家畜勘定

この勘定は、家畜共済について、農業共済組合連合会が納付する再保険料、一般会計から受け入れる共済掛金国庫負担金、家畜共済損害防止事業交付金の

財源等を歳入とし、再保険金、農業共済組合連合会等交付金等を歳出としている。<sup>10)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>11)</sup>

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 家畜再保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	412億円	(1) 家畜再保険費	228億円
(2) 雑収入	6億円	(2) 農業共済組合連合会 等交付金	60億円
		(3) その他 (予備費)	60億円
計	418億円	計	349億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 家畜再保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	467億円	(1) 家畜再保険費	237億円
(2) 雑収入	0億円	(2) 農業共済組合連合会 等交付金	103億円
		(3) 予備費	33億円
計	467億円	計	373億円

### (5) 果樹勘定

この勘定は、果樹共済について、農業共済組合連合会が納付する再保険料、一般会計から受け入れる共済掛金国庫負担金の財源のほか、再保険金支払基金勘定からの受入金等を歳入とし、再保険金、農業共済組合連合会交付金等を歳出としている。<sup>12)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>13)</sup>

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 支払基金受入	117億円	(1) 予備費	130億円
(2) 果樹再保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	79億円	(2) 果樹再保険費	34億円
		(3) 農業共済組合連合会 交付金	9億円

(3) 雑収入	0 億円		
計	196億円	計	173億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 果樹再保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	86億円	(1) 予備費	65億円
(2) 支払基金受入	65億円	(2) 果樹再保険費	39億円
(3) 雑収入	0 億円	(3) 農業共済組合連合会 等交付金	8 億円
計	151億円	計	113億円

(6) 園芸施設勘定

この勘定は、園芸施設共済について、農業共済組合連合会が納付する再保険料、一般会計から受け入れる共済掛金国庫負担金の財源等を歳入とし、再保険金、農業共済組合連合会等交付金等を歳出としている。<sup>14)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>15)</sup>

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 園芸施設再保険収入 (一般会計より受入等)	27億円	(1) 農業共済組合連合会 交付金	18億円
(2) 支払基金受入	5 億円	(2) 予備費	10億円
(3) 雑収入	3 億円	(3) 園芸施設再保険費	6 億円
計	35億円	計	34億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 園芸施設再保険収入 (一般会計より受入等)	41億円	(1) 農業共済組合連合会 等交付金	25億円
(2) 支払基金受入	13億円	(2) 予備費	20億円
(3) 雑収入	0 億円	(3) 園芸施設再保険費	9 億円
計	54億円	計	53億円

## (7) 業務勘定

この勘定は、農業共済再保険特別会計の運営事務費等を経理するもので、一般会計からの受入金等を歳入とし、再保険業務に要する人件費、事務費等を歳出としている。<sup>16)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>17)</sup>

○ 平成元年度			
	(歳入)		(歳出)
(1)	一般会計より受入	12億円	(1) 農業共済再保険業務費 12億円
(2)	その他 (雑収入等)	0億円	(2) 予備費 0億円
計		12億円	計 12億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度			
	(歳入)		(歳出)
(1)	一般会計より受入	14億円	(1) 農業共済再保険業務費 14億円
(2)	その他 (雑収入等)	0億円	(2) 予備費 0億円
計		14億円	計 14億円

## 〔注〕

- 1) 昭和63年度までの農業共済再保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)及び全国共済農業協同組合連合会編『全共連三十五年史』(昭和62年)を参照。
- 2) 『国の予算』平成6年度 842ページ。
- 3) 『国の予算』平成元年度 847ページ。
- 4) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』403-404ページ、『国の予算』平成元年度 847ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』425-426ページ、『国の予算』平成12年度 679ページ。
- 5) 『国の予算』平成元年度 848ページ。

- 6) 『平成元年度特別会計予算書』405-407ページ、『国の予算』平成元年度 848ページ。
- 7) 『国の予算』平成6年度 842-843ページ、924-925ページ。
- 8) 同上 843ページ。
- 9) 『平成12年度特別会計予算書』427-430ページ、『国の予算』平成12年度 679-680ページ。
- 10) 『国の予算』平成元年度 849ページ。
- 11) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』408-410ページ、『国の予算』平成元年度 848-849ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』431-433ページ、『国の予算』平成12年度 680ページ。
- 12) 『国の予算』平成元年度 849ページ。
- 13) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』411-413ページ、『国の予算』平成元年度 849ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』434-436ページ、『国の予算』平成12年度 681ページ。
- 14) 『国の予算』平成元年度 849-850ページ。
- 15) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』414-416ページ、『国の予算』平成元年度 849ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』437-439ページ、『国の予算』平成12年度 681ページ。
- 16) 『国の予算』平成元年度 850ページ。
- 17) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』417-419ページ、『国の予算』平成元年度 850ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』440-442ページ、『国の予算』平成12年度 681-682ページ。

表 1-3-5 農業共済再保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位:百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
再保険金支払基金勘定							
歳入	農業共済再保険金支払基金収入	12,023	13,236	14,335			
	一般会計より受入	100	100	—	—	—	—
	前年度繰越資金受入	11,923	13,136	14,355	2,401	10,481	7,810
	雑収入	210	232	251	42	183	137
	合計	12,234	13,468	14,585	2,443	10,665	7,947
歳出	再保険金支払財源他勘定へ繰入	12,234	13,468	12,868			
	農業勘定へ繰入	—	5,543	4,880	124	2,718	499
	家畜勘定へ繰入	—	—	—	—	—	1,620
	果樹勘定へ繰入	11,734	7,425	7,489	1,992	7,491	5,491
	園芸施設勘定へ繰入	500	500	500	248	456	337
合計	12,234	13,468	12,868	2,363	10,665	7,947	

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
農業勘定							
歳入	農業再保険収入	51,824	51,412	50,303	48,810	48,600	269,659
	再保険料	3,827	4,028	4,779	4,480	5,408	7,590
	一般会計より受入	47,670	47,084	45,266	44,073	42,936	50,139
	前年度繰越資金受入	326	300	258	257	255	215
	食糧管理特別会計より受入	—	—	—	—	—	211,715
	支払基金受入	—	5,543	4,880	124	2,718	499
	借入金	—	—	—	—	—	124,265
	雑収入	1	1	920	21	868	1
	合計	51,825	56,956	56,103	48,954	52,185	394,424
歳出	農業再保険費	39,754	39,096	38,328	37,016	36,595	37,870
	農業共済組合連合会等補助及交付金	11,769	12,059	11,719	11,538	11,790	11,586
	水稲病虫害防止費補助金	684	717	663	684	685	685
	農業共済組合連合会等交付金	11,085	11,342	11,056	10,854	11,105	10,901
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	344,250
	予備費	300	5,800	5,800	400	3,800	500
	合計	51,823	56,955	55,847	48,954	52,185	394,206
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家畜勘定							
歳入	家畜再保険収入	41,222	42,165	45,616	48,642	52,676	53,155
	再保険料	1,666	2,016	1,700	1,816	1,595	1,427
	一般会計より受入	27,475	28,171	30,641	32,613	35,277	35,889
	前年度繰越資金受入	12,081	11,978	13,275	14,214	15,804	15,839
	支払基金受入	—	—	—	—	—	1,620
	雑収入	623	702	693	456	333	127
	合計	41,844	42,867	46,309	49,098	53,009	54,902
歳出	家畜再保険費	22,840	23,399	26,866	28,496	30,333	30,952
	農業共済組合連合会等交付金	6,027	6,628	7,070	7,597	7,974	8,156
	家畜共済損害防止事業交付金	685	704	731	776	822	850
	農業共済組合連合会等交付金	5,343	5,924	6,339	6,821	7,152	7,306
	予備費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	4,000
	合計	34,868	36,027	39,935	42,093	44,307	43,108

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
果樹勘定							
歳入	果樹再保険収入	7,857	7,244	5,557	5,020	5,961	7,301
	再保険料	170	127	265	280	294	251
	一般会計より受入	4,393	3,689	2,683	2,881	3,662	4,918
	前年度繰越資金受入	3,294	3,428	2,609	1,858	2,005	2,132
	支払基金受入	11,734	7,425	7,489	1,992	7,491	5,491
	雑収入	14	15	11	8	9	9
	合 計	19,605	14,684	13,057	7,020	13,461	12,801
歳出	果樹再保険費	3,373	3,603	2,758	2,217	2,568	2,848
	農業共済組合連合会交付金	901	874	874	850	1,213	1,828
	農業共済組合連合会等交付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	13,000	7,500	7,500	2,000	7,500	5,500
	合 計	17,274	11,977	11,132	5,067	11,281	10,176
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
園芸施設勘定							
歳入	園芸施設再保険収入	2,663	2,788	2,969	3,011	3,269	3,896
	一般会計より受入	2,358	2,517	2,669	2,726	2,956	3,638
	前年度繰越資金受入	305	271	300	285	314	258
	支払基金受入	500	500	500	248	456	337
	雑収入	339	357	375	247	318	337
	合 計	3,502	3,645	3,844	3,506	4,043	4,570
歳出	園芸施設再保険費	560	552	529	503	481	576
	農業共済組合連合会交付金	1,828	1,943	2,186	2,202	2,521	2,919
	農業共済組合連合会等交付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	1,000	1,000	1,000	800	1,000	1,000
	合 計	3,388	3,495	3,714	3,506	4,002	4,495
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	1,232	1,280	1,337	1,447	1,425	1,424
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	0	0	0	0	0	0
	合 計	1,232	1,280	1,337	1,447	1,425	1,424
歳出	農業共済再保険業務費	1,231	1,279	1,336	1,446	1,424	1,423
	予備費	1	1	1	1	1	1
	合 計	1,232	1,280	1,337	1,447	1,425	1,424

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
再保険金支払基金勘定							
歳入	農業共済再保険金 支払基金収入						
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
	前年度繰越資金 受入	4,325	6,865	8,888	10,388	9,346	11,810
	雑収入	76	101	125	83	14	6
	合 計	4,401	6,966	9,013	10,471	9,360	11,816
歳出	再保険金支払財源 他勘定へ繰入	4,401	6,966	9,013	10,471	9,360	11,816
	農業勘定へ繰入	299	499	1,299	2,299	1,300	4,000
	家畜勘定へ繰入	1,114	480	—	—	—	—
	果樹勘定へ繰入	2,988	5,987	7,486	7,592	7,299	6,499
	園芸施設勘定へ 繰入	—	—	228	580	761	1,316
	合 計	4,401	6,966	9,013	10,471	9,360	11,816
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
農業勘定							
歳入	農業再保険収入	58,230	55,497	55,296	48,354	47,646	44,657
	再保険料	7,846	7,510	8,891	6,982	7,933	7,641
	一般会計より受入	49,231	47,833	46,206	41,151	39,544	36,883
	前年度繰越資金 受入	217	154	199	221	169	134
	食糧管理特別会 計より受入	936	—	—	—	—	—
	支払基金受入	299	499	1,299	2,300	1,300	4,000
	借入金	147,562	125,176	95,504	53,728	27,247	6,062
	雑収入	1	1	1	1	0	0
	合 計	206,092	181,173	152,100	104,383	76,193	54,719
歳出	農業再保険費	39,263	40,295	42,245	37,575	37,250	36,728
	農業共済組合連合 会等補助及交付金	11,071	10,372	9,678	9,105	9,609	7,637
	水稻病虫害防止 費補助金	685	617	689	482	474	331
	農業共済組合連 合会等交付金	10,386	9,755	8,989	8,623	9,135	7,306
	国債整理基金特 別会計へ繰入	155,304	129,808	98,656	55,233	27,900	6,214
	予備費	300	500	1,300	2,300	1,300	4,000
	合 計	205,938	180,975	151,879	104,213	76,059	54,579

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
家畜勘定							
歳入	家畜再保険収入	56,707	56,049	51,720	49,092	48,858	46,675
	再保険料	1,277	921	270	674	776	155
	一般会計より受入	39,689	38,531	34,891	33,403	33,682	32,325
	前年度繰越資金受入	15,741	16,597	16,559	15,015	14,400	14,195
	支払基金受入	1,114	480	—	—	—	—
	雑収入	75	143	282	281	69	26
	合 計	57,896	56,672	52,002	49,373	48,927	46,700
歳出	家畜再保険費	31,481	31,674	28,826	26,752	26,488	23,738
	農業共済組合連合会等交付金	8,506	8,210	7,780	7,734	7,942	10,280
	家畜共済損害防止事業交付金	856	858	827	819	894	822
	農業共済組合連合会等交付金	7,650	7,352	6,953	6,915	7,048	9,458
	予備費	2,000	4,000	6,000	4,600	4,600	3,300
	合 計	41,987	43,884	42,606	39,086	39,030	37,318
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
果樹勘定							
歳入	果樹再保険収入	8,330	9,577	9,506	9,025	8,908	8,610
	再保険料	4	2	27	45	56	53
	一般会計より受入	5,701	5,936	5,371	5,055	4,866	4,588
	前年度繰越資金受入	2,625	3,639	4,108	3,925	3,986	3,969
	支払基金受入	2,988	5,987	7,486	7,592	7,298	6,499
	雑収入	12	13	14	8	2	1
	合 計	11,330	15,577	17,006	16,625	16,208	15,110
歳出	果樹再保険費	2,996	4,273	4,074	4,028	4,069	3,948
	農業共済組合連合会交付金	—	—	—	—	—	—
	農業共済組合連合会等交付金	1,871	1,292	1,158	910	879	844
	予備費	3,000	6,000	7,500	7,600	7,300	6,500
	合 計	7,867	11,565	12,732	12,538	12,248	11,292
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
園芸施設勘定							
歳入	園芸施設再保険収入	4,572	4,778	4,452	4,276	4,227	4,068
	一般会計より受入	4,169	4,247	3,910	3,757	3,735	3,573
	前年度繰越資金受入	403	531	542	519	492	495

歳入	支払基金受入	—	—	228	579	761	1,316
	雑収入	327	301	318	202	40	13
	合計	4,899	5,079	4,998	5,057	5,028	5,397
歳出	園芸施設再保険費	849	992	982	940	917	862
	農業共済組合連合会交付金	3,187	3,245	2,948	2,839	2,818	—
	農業共済組合連合会等交付金	—	—	—	—	—	2,480
	予備費	800	800	1,000	1,200	1,200	2,000
	合計	4,836	5,037	4,930	4,979	4,935	5,343
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	1,439	1,477	1,536	1,532	1,516	1,403
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	0	0	0	0	0	0
	合計	1,439	1,477	1,536	1,532	1,516	1,403
歳出	農業共済再保険業務費	1,438	1,476	1,535	1,531	1,515	1,402
	予備費	1	1	1	1	1	1
	合計	1,439	1,477	1,536	1,532	1,516	1,403

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

## 2 森林保険特別会計

この会計は、「森林火災国営保険法」(昭和12年法律第25号)に基づき、森林の火災を保険事故とする国営の保険事業として昭和12年に開始され、その経理を一般会計と区分して行うために「森林火災保険特別会計法」(昭和12年法律第26号)により設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「森林保険特別会計法」

### 第1条 (設置)

森林保険事業ヲ経営スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

この保険事業は、当初林齢20年以下の幼齢林を保険の目的としていたが、昭和27年度からは林齢21年以上のものについても適用することとし、林齢による制限を廃止した。昭和36年度には、火災のほかに気象災(風害、水害、雪害、

干害、凍害及び潮害)を保険事故に加えることとした。この制度改正に伴い、「森林火災国営保険法」を「森林国営保険法」に、「森林火災保険特別会計法」を「森林保険特別会計法」にそれぞれ改称した。

その後、昭和53年度には、噴火災が保険事故に追加され、更に平成7年度からは森林国営保険事業と全森連共済事業の一体的運営を行う森林共済セット保険の導入がなされた。<sup>1)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>2)</sup>

## ○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 森林保険収入	113億円	(1) 森林保険費	22億円
(前年度繰越資金 受入、保険料)		(2) 予備費	20億円
		(3) 森林保険業務費	12億円
(2) 雑収入	6億円		
計	118億円	計	54億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-6のとおりである。

## ○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 森林保険収入	112億円	(1) 森林保険費	17億円
(前年度繰越資金 受入、保険料)		(2) 予備費	14億円
		(3) 森林保険業務費	12億円
(2) 雑収入	1億円		
計	113億円	計	44億円

## 〔注〕

- 『国の予算』平成12年度 682ページ。昭和63年度までの森林保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49~63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。
- 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』429-431ページ、『国の予算』平成元年度 851ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』453-455ページ、『国の予算』平成12年度 683ページ。

表 1-3-6 森林保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	森林保険収入	11,286	12,644	13,050	13,295	13,238	12,791
	保険料	2,878	3,012	3,282	3,308	3,332	3,037
	前年度繰越資金受入	8,409	9,632	9,768	9,988	9,906	9,754
	雑収入	555	587	662	755	790	720
	合 計	11,842	13,231	13,712	14,050	14,028	13,511
歳出	森林保険費	2,151	2,207	2,238	2,271	2,280	2,193
	森林保険業務費	1,213	1,252	1,330	1,383	1,440	1,377
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	給与改善予備費	—	—	6	—	—	—
	合 計	5,365	5,459	5,575	5,654	5,720	5,570
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	森林保険収入	12,380	12,392	12,520	12,663	12,028	11,188
	保険料	2,934	3,148	3,316	3,402	2,909	2,724
	前年度繰越資金受入	9,446	9,244	9,204	9,261	9,119	8,464
	雑収入	656	638	537	452	257	93
	合 計	13,036	13,030	13,057	13,115	12,285	11,281
歳出	森林保険費	2,112	2,121	2,161	2,195	2,049	1,723
	森林保険業務費	1,347	1,359	1,394	1,375	1,286	1,228
	予備費	2,000	2,000	2,000	1,400	1,400	1,400
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	5,459	5,480	5,555	4,970	4,735	4,351

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

### 3 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

#### (1) 概要

この会計は、座礁やだ捕などの不慮の事故による漁船の損害を保険の仕組みで補てんする漁船損害等補償制度における国の再保険事業、及び異常の事象又は不慮の事故による漁獲減少や養殖施設の損壊などによる漁業者の損失を共済の仕組みで補てんする漁業災害補償制度における国の保険事業について、その収支を一般会計と区分して経理するために設置された。

〔参考〕平成元年度の「漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」

第1条（設置）

「漁船損害等補償法」ニ依ル漁船保険再保険事業等及「漁業災害補償法」ニ依ル漁業共済保険事業ヲ経営スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

漁船保険は事故率が高く、民間が行うと保険料率が著しく高くなってしまふ。そこで、「漁船再保険特別会計法」（昭和12年法律第24号）により漁船再保険特別会計が設置され、漁船保険組合の引き受けた漁船保険を政府が漁船再保険として引き受ける体制となった。漁船再保険特別会計の実体法は「漁船保険法」（昭和12年法律第23号）である。<sup>1)</sup>

戦時中は漁船の戦争危険が増大したため、「漁船保険法」に基づき昭和17年4月1日から漁船の戦争保険の引受けを開始し、漁船保険組合が引き受けた漁船戦争保険の7割を漁船再保険特別会計が再保険として引き受けた。<sup>2)</sup>

戦後、昭和22年2月12日に漁船戦争保険は廃止されたが、漁船再保険特別会計による漁船保険組合に対する再保険制度はそのまま存続した。

昭和27年には、「漁船損害補償法」（昭和27年法律第28号）の公布により「漁船保険法」が廃止されたため、「漁船損害補償法」が漁船再保険特別会計の実体法となった。併せて法律第47号で「漁船再保険特別会計法」も改正され、通常の漁船の滅失・沈没等を対象とする普通保険勘定と、戦争・変乱等の事故を保険する特殊保険勘定及び業務経費を経理する業務勘定に区分して経理されることとなった。

更に、昭和27年12月23日法律第321号で、「漁船再保険特別会計法」が改正され、新たに漁船乗組員給与保険を経理する給与保険勘定が設置された。給与保険勘定の実体法は「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）である。

その後、漁船に関する事故のみならず、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）により、漁業災害にも保険の適用範囲が拡大された。昭和42年8月1日に「漁船再保険特別会計法」は「漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」と改称され、漁船再保険及漁業共済保険特別会計に「漁業災害補償法」を実体法とする漁業共済保険勘定が追加された。併せて、これまでの普通保険勘定は漁

船普通保険勘定に、特殊保険勘定は漁船特殊保険勘定に、また、給与保険勘定は漁船乗組員給与保険勘定にそれぞれ改称されたが、業務勘定はそのまま存続した。こうして漁船に係る保険のために設置された特別会計は漁業災害補償にまで業務を広げることとなった。

その後、「漁船損害補償法の一部を改正する法律」(昭和56年法律第31号)により、昭和56年10月1日以降、本特別会計の漁船普通保険勘定に漁船保険組合から漁船保険中央会への再保険を取り込んだ。実体法は「漁船損害補償法」から「漁船損害等補償法」に改称された。<sup>3)</sup>

次に、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の予算について勘定ごとに概要を述べる。なお、平成元年度以降、本特別会計の予算は小規模で推移している。

## (2) 漁船普通保険勘定

この勘定については、加入実績・純保険料率改定等を考慮して、普通損害保険(通常・異常)、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険料、一般会計からの受入金等を歳入とし、漁船再保険費等を歳出としている。<sup>4)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>5)</sup>

### ○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 漁船再保険収入	377億円	(1) 漁船再保険費	215億円
(前年度繰越資金受入、 再保険料、一般会計 より受入)		(2) 予備費	70億円
		(3) 漁船保険振興費	11億円
(2) 雑収入	23億円	(4) 漁船保険中央会交付金	6億円
計	399億円	計	302億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

### ○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 漁船再保険収入	193億円	(1) 漁船再保険費	80億円
(前年度繰越資金受入、 一般会計より受入、 再保険料)		(2) 漁船保険中央会交付金	70億円
		(3) 予備費	40億円
(2) 雑収入	8億円	(4) 漁船保険振興費	5億円
計	201億円	計	195億円

## (3) 漁船特殊保険勘定

この勘定は、漁船のだ捕、抑留等を保険事故とする保険事業で、特殊再保険料等を歳入とし、漁船特殊再保険費等を歳出としている。<sup>6)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>7)</sup>

○ 平成元年度			
	(歳入)		(歳出)
(1)	漁船特殊再保険収入 (特殊再保険料等)	2億円	(1) 漁船特殊再保険費 2億円
(2)	雑収入	2億円	(2) その他 (予備費、漁船保険振興費) 2億円
	計	4億円	計
			3億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

○ 平成12年度			
	(歳入)		(歳出)
(1)	漁船特殊再保険収入 (特殊再保険料等)	2億円	(1) 漁船特殊再保険費 2億円
(2)	雑収入	1億円	(2) その他 (予備費、漁船保険振興費) 1億円
	計	3億円	計
			3億円

## (4) 漁船乗組員給与保険勘定

この勘定は、「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づき、漁船保険組合の行う漁船乗組員の抑留を保険事故とする漁船乗組員給与保険に係る再保険事業であり、大部分を占める給与再保険料等を歳入とし、給与再保険費等を歳出としている。<sup>8)</sup>

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>9)</sup>

○ 平成元年度			
	(歳入)		(歳出)
(1)	給与再保険収入 (給与再保険料等)	2,729万円	(1) 予備費 3,000万円
(2)	雑収入	3,482万円	(2) 給与再保険費 2,252万円
	計	6,211万円	計
			5,252万円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

## ○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 給与再保険収入 (給与再保険料等)	2,729万円	(1) 予備費	3,000万円
(2) 雑収入	2,973万円	(2) 給与再保険費	2,252万円
計	5,702万円	計	5,252万円

## (5) 漁業共済保険勘定

この勘定は、昭和42年度第4四半期から発足したものであり、一般会計からの受入金等を主な財源とした歳入、漁業共済組合連合会交付金等を歳出として  
いる。<sup>10)</sup>

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>11)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 漁業共済保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	81億円	(1) 漁業共済組合連合 会交付金	51億円
(2) 雑収入	0億円	(2) 漁業共済保険費	19億円
計	82億円	(3) 予備費	2億円
		計	72億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

平成5年には、すけとうだら、しらすの不漁による著しい漁獲金額の減少、平成6年には台風等による定置網漁業の著しい漁獲金額の減少等により、漁業共済保険勘定の収支は急激に悪化した。このため、「漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律」(平成7年法律第7号)により、平成6年度第1次補正予算で一般会計より92億円を受け入れ、平成5年度決算の結了に伴い前年度繰越資金受入15億円を修正減額し、保険金71億円を追加する等、保険支払財源の不足を補てんする措置を講じている。<sup>12)</sup>

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>13)</sup>

(歳入)		(歳出)	
(1) 漁業共済保険収入	104億円	(1) 漁業共済組合連合 会交付金	51億円
(一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)		(2) 漁業共済保険費	32億円
(2) 雑収入	0億円	(3) 予備費	2億円
計	104億円	計	85億円

## (6) 業務勘定

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>14)</sup>

### ○ 平成元年度

(歳入)		(歳出)	
(1) 一般会計より受入	10億円	(1) 業務取扱費	10億円
(2) その他 (雑収入等)	0億円	(2) 予備費	0億円
計	10億円	計	10億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

### ○ 平成12年度

(歳入)		(歳出)	
(1) 一般会計より受入	12億円	(1) 業務取扱費	12億円
(2) その他 (雑収入等)	0億円	(2) 予備費	0億円
計	12億円	計	12億円

### [注]

- 昭和期までの漁船損害保険については、漁船保険中央会編『漁船損害補償制度史』第1巻「本編」(昭和41年)を参照。戦前までの漁船再保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)を参照。戦時国営損害保険としては、「損害保険国営再保険特別会計法」(昭和15年法律第72号)による損害保険国営再保険特別会計の設置(昭和15年度)がある。
- 占領期の漁船再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 講和後から昭和63年度までの漁船再保険及漁業共済再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・



歳出	給与改善予備費	—	—	3	—	—	—
	合計	30,176	29,858	29,573	29,629	29,467	29,732
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
漁船特殊保険勘定							
歳入	漁船特殊再保険収入	205	205	205	205	205	205
	特殊再保険料	169	169	169	169	169	169
	前年度繰越資金受入	36	36	36	36	36	36
	雑収入	165	177	190	186	189	179
	合計	370	382	394	391	394	384
歳出	漁船特殊再保険費	169	169	169	169	169	169
	漁船保険振興費	75	76	76	76	76	76
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	344	345	345	345	345	345
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
漁船乗組員給与保険勘定							
歳入	給与再保険収入	27	27	27	27	27	27
	給与再保険料	23	23	23	23	23	23
	前年度繰越資金受入	5	4	5	5	5	4
	雑収入	35	38	41	43	45	43
	合計	62	65	68	70	72	70
歳出	給与再保険費	23	23	23	23	23	23
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	30	30	30	30	30	30
	合計	53	53	53	53	53	53
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
漁業共済保険勘定							
歳入	漁業共済保険収入	8,143	7,658	7,892	9,371	9,015	9,937
	保険料	0	0	0	0	0	0
	一般会計より受入	6,830	6,762	6,749	7,040	7,199	7,409
	前年度繰越資金受入	1,313	896	1,143	2,330	1,815	2,528
	雑収入	10	8	10	20	17	22
	合計	8,153	7,666	7,902	9,391	9,032	9,959
歳出	漁業共済保険費	1,896	1,699	1,796	1,892	1,898	2,051
	漁業共済組合連合会交付金	5,084	4,997	4,912	5,174	5,185	5,338
	予備費	200	200	200	200	200	200
	合計	7,180	6,896	6,908	7,266	7,282	7,589

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	955	972	1,000	1,028	1,073	1,103
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	0	0	—	—	—	—
	前年度繰越資金受入	—	—	0	0	0	0
	合 計	955	972	1,000	1,028	1,073	1,103
歳出	業務取扱費	953	970	998	1,026	1,071	1,101
	予備費	2	2	2	2	2	2
	合 計	955	972	1,000	1,028	1,073	1,103
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁船普通保険勘定							
歳入	漁船再保険収入	36,670	38,516	39,773	38,531	32,235	19,262
	再保険料	13,532	14,305	14,477	13,549	8,196	1,693
	一般会計より受入	6,813	7,634	7,565	6,990	7,282	7,648
	前年度繰越資金受入	16,325	16,577	17,731	17,992	16,757	9,921
	積立金より受入	—	—	—	—	1,316	—
	雑収入	2,157	1,818	1,618	1,232	972	849
	合 計	38,827	40,334	41,391	39,763	34,523	20,111
歳出	漁船再保険費	20,347	21,848	26,690	24,923	21,993	8,024
	漁船保険振興費	1,217	1,240	1,242	846	610	546
	漁船保険中央会交付金	867	852	853	957	4,890	6,952
	予備費	7,000	7,000	7,000	4,000	4,000	4,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	29,431	30,940	35,785	30,726	31,493	19,522
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁船特殊保険勘定							
歳入	漁船特殊再保険収入	205	205	205	205	205	205
	特殊再保険料	169	169	169	169	169	169
	前年度繰越資金受入	36	36	36	36	36	36
	雑収入	177	142	133	110	103	109
	合 計	382	347	338	315	308	314
歳出	漁船特殊再保険費	169	169	162	169	169	169
	漁船保険振興費	76	76	76	68	62	61
	予備費	100	100	100	70	70	70
	合 計	345	345	338	307	301	301

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁船乗組員給与と保険勘定							
歳入	給与と再保険収入	27	27	27	27	27	27
	給与と再保険料	23	23	23	23	23	23
	前年度繰越資金受入	4	4	4	4	4	5
	雑収入	45	38	35	28	28	30
	合計	72	65	62	55	55	57
歳出	給与と再保険費	23	23	23	23	23	23
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	30	30	30	30	30	30
	合計	53	53	53	53	53	53
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁業共済保険勘定							
歳入	漁業共済保険収入	10,994	11,194	13,200	11,223	11,049	10,355
	保険料	0	0	0	0	0	0
	一般会計より受入	7,822	7,997	7,984	7,831	7,450	7,433
	前年度繰越資金受入	3,172	3,197	5,216	3,392	3,599	2,922
	雑収入	24	20	27	12	12	7
合計	11,018	11,214	13,227	11,235	11,061	10,362	
歳出	漁業共済保険費	2,616	2,792	3,842	2,769	3,161	3,154
	漁業共済組合連合会交付金	5,569	5,631	5,646	5,506	5,209	5,110
	予備費	200	200	200	200	200	200
	合計	8,385	8,623	9,688	8,475	8,570	8,464
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	1,147	1,218	1,215	1,171	1,212	1,229
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	—	0	0	0	0	0
	前年度繰越資金受入	0	—	—	—	—	—
合計	1,147	1,218	1,215	1,171	1,212	1,229	
歳出	業務取扱費	1,145	1,216	1,213	1,170	1,211	1,228
	予備費	2	2	2	1	1	1
	合計	1,147	1,218	1,215	1,171	1,212	1,229

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

#### 4 貿易保険特別会計

戦争や政治的な騒乱等の事故を保険する制度は、戦争保険と通称されるが、<sup>1)</sup> プラント輸出等を行う場合の戦争や政治的な騒乱等の事故を担保するような保険は民間では引き受けにくい。この会計は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済されない危険を保険する貿易再保険制度の実施に当たり、「貿易保険法」(昭和25年法律第67号)に基づいて行う貿易保険事業の経理を明らかにするために設けられた。

[参考] 平成元年度の「貿易保険特別会計法」

##### 第1条 (設置)

「貿易保険法」(昭和25年法律第67号。以下「法」という。)による貿易保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

貿易保険特別会計の前身である輸出信用保険特別会計は、「輸出信用保険法」(昭和25年法律第67号)に基づき、輸出貿易に伴う信用保険事業を経理するため、「輸出信用保険特別会計法」(昭和25年法律第68号)により設置された。

その後、「輸出信用保険法の一部を改正する法律」(昭和28年法律第79号)により、「輸出保険法」と「輸出保険特別会計法」に改称され、それに併せ、輸出信用保険特別会計は輸出保険特別会計に改称された。

昭和59年度においては、債務返済の繰延べを実施する国の著しい増加、それに伴う貿易保険特別会計の保険金支払いの急増、資金不足に対処するため、「輸出保険特別会計法」の一部改正により、借入規定の整備を行った。また同時に委託販売輸出保険、海外広告保険の廃止、輸出代金保険及び輸出手形保険のてん補率引上げ等、昭和58年度までの保険制度の見直しを行い、「輸出保険法」の一部を改正した。

昭和62年度には、企業が行う対外取引の多様化や我が国の大幅な貿易黒字の縮小等を目指して、前払輸入保険及び仲介貿易保険の創設、海外投資保険の拡充、輸出金融保険の廃止並びに多数国間投資保証機関等との再保険制度の創設

を内容とする「輸出保険」制度の「貿易保険」制度への拡充を行った。すなわち、「輸出保険法の一部を改正する法律」（昭和62年法律第3号）により、「輸出保険法」が「貿易保険法」に、「輸出保険特別会計法」が「貿易保険特別会計法」に改正され、輸出保険特別会計は貿易保険特別会計と改称された（昭和62年4月1日）。<sup>2)</sup>

次に、貿易保険特別会計の予算についてその概要を述べる。

平成元年度予算については、保険契約の限度額の引上げを行うと同時に、保険料率の引上げや利用率の向上による適正な保険料収入の確保、債権回収の徹底による回収金収入の向上等、貿易保険運営の充実及び適正化を図ることに主眼を置き編成している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>3)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 借入金	6,738億円	(1) 国債整理基金特別会計 へ繰入	4,798億円
(2) 保険及再保険収入	1,245億円	(2) 保険及再保険費	2,972億円
(3) 雑収入	78億円	(3) 予備費	300億円
(4) 一般会計より受入	32億円	(4) 事務取扱費	24億円
計	8,093億円	計	8,093億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-8のとおりである。

歳入は、保険種別ごとに保険金額を推定し、この保険金額に引上げを踏まえた保険料率、最近の実績による事故率、回収率を勘案して保険料収入等を計上するとともに、債務繰延べの頻発による保険金支払いの急増を主因とする資金不足に対処するため、資金運用部からの借入金を計上している。

平成4年度には、ポーランド、エジプト及び最貧国に対する債務救済措置等を実施するため、一般会計から206億円を資本として受け入れた。<sup>4)</sup> また、平成5年度には、多額の貿易黒字に象徴される我が国の経済力に見合った発展途上国等への資金の流れを確保するため、海外事業資金貸付保険の創設、及び海外投資保険のてん補率の上限の引上げを行った。

平成12年度予算については、保険契約の限度額を設定するとともに、債権回収の徹底による回収金収入の向上、債務救済措置の実施のための一般会計からの資本繰入れ等により、貿易保険運営の充実及び適正化を図ることとしている。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>5)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険及再保険収入	693億円	(1) 保険及再保険費	640億円
(2) 雑収入	462億円	(2) 国債整理基金特別会計	348億円
(3) 一般会計より受入	106億円	へ繰入	
		(3) 予備費	110億円
		(4) 事務取扱費	71億円
計	1,261億円	計	1,169億円

歳入は、保険種別ごとに保険金額を推定し、最近の実績による保険料率と事故率及び回収率を勘案し、それぞれ保険料収入、回収金等を計上、また特別分としてロシア、パキスタン等リスク関係国等については、一定額の回収金等を計上している。歳出は、歳入と同様の手法で支払保険金等について所要額を計上するとともに、資金運用部からの借入金に伴う国債整理基金特別会計への繰入額を計上している。なお、重債務貧困国等に対する債務救済措置の実施のため、一般会計から106億円を資本として受け入れることとしている。

〔注〕

- 1) 国内の戦争という例外的な状況を保険する制度として、「損害保険国営再保険特別会計法」(昭和15年法律第72号)による損害保険国営再保険特別会計の設置が挙げられる(昭和15年度に導入)。同特別会計の実体法は「損害保険国営保険法」(昭和15年法律第71号)である。その後、同特別会計は昭和20年4月1日に損害保険中央会による戦争損害再保険に切り替えられたが、損害保険中央会は同年9月に事業を停止した。
- 2) 昭和63年度までの輸出信用保険特別会計、輸出保険特別会計及び貿易保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、『国の予算』平成12年度 686-687ページを参照。また、貿易保険制度については、貿易保険機構『貿易保険40年のあゆみ』(平成2年)を参照。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』589-593ページ、『国の予算』平成元年度 855-856ページ。
- 4) 『国の予算』平成4年度 837ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計予算書』627-631ページ、『国の予算』平成12年度 687-688ページ。

表 1-3-8 貿易保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	保険及再保険収入	124,565	92,625	98,985	129,829	91,297	86,055
	借入金	673,782	530,815	908,049	980,458	835,987	843,811
	雑収入	7,797	46,500	108,816	31,914	39,607	19,555
	一般会計より受入	3,200	3,650	8,500	20,600	22,822	24,250
	前年度剰余金受入	—	22,934	—	—	—	—
	合計	809,344	696,524	1,124,350	1,162,800	989,713	973,671
歳出	保険及再保険費	297,199	349,104	274,166	202,041	231,007	122,846
	事務取扱費	2,356	3,452	4,671	4,720	4,915	5,051
	国債整理基金特別会計へ繰入	479,789	313,968	815,494	926,039	723,791	815,774
	予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	給与改善予備費	—	—	19	—	—	—
	合計	809,344	696,524	1,124,350	1,162,800	989,713	973,671
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	保険及再保険収入	86,197	83,634	82,379	78,782	83,757	69,336
	借入金	692,391	592,571	455,178	248,415	143,050	—
	雑収入	33,282	38,294	47,778	57,161	58,153	46,208
	一般会計より受入	24,816	25,188	22,709	14,220	11,600	10,600
	前年度剰余金受入	—	—	—	—	—	—
	合計	836,686	739,686	608,044	398,578	296,560	126,144
歳出	保険及再保険費	110,049	97,006	86,715	79,765	98,326	63,968
	事務取扱費	4,960	5,106	5,333	5,429	5,923	7,095
	国債整理基金特別会計へ繰入	691,677	607,575	485,995	293,385	172,311	34,814
	予備費	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	11,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	836,686	739,686	608,044	398,578	296,560	116,877

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

## 第4節 その他の保険特別会計

### 1 簡易生命保険及郵便年金特別会計

#### (1) 概要

この会計は、簡易生命保険事業及び郵便年金事業を経営するために設けられたもので、事業の区分に応じて保険勘定と年金勘定に分かれている。

〔参考〕平成元年度の「簡易生命保険及郵便年金特別会計法」

#### 第1条（設置）

簡易生命保険事業及郵便年金事業ヲ経営スル為通ジテノ特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

郵便局が窓口となり少額の保険料で政府が生命保険を提供する制度として、「簡易生命保険特別会計法」（大正5年法律第43号）により、大正5年8月に簡易生命保険特別会計が設置された。

また、郵便局が窓口となる年金保険制度として、郵便年金があった。郵便年金は、「郵便年金法」（大正15年法律第39号）及び「郵便年金特別会計法」（同日法律第40号）により、郵便年金特別会計が設置されたことに始まる（大正15年度）。

その後、特別会計の戦時統合で、「簡易生命保険及郵便年金特別会計法」（昭和19年法律第12号）により、簡易生命保険特別会計と郵便年金特別会計は簡易生命保険及郵便年金特別会計となった。同特別会計においては、簡易生命保険事業は保険勘定、郵便年金事業は年金勘定に、それぞれ区分経理された。なお、戦後、実体法については、簡易生命保険事業は「簡易生命保険法」（昭和24年法律第68号）に、また、郵便年金事業は「郵便年金法」（昭和24年法律第69号）に、それぞれ改められた。

簡易生命保険積立金と郵便年金積立金の運用については、昭和18年1月18日に大蔵省と逓信省との間に締結された「簡易生命保険積立金及び郵便年金関係

資金預金部預入ニ関スル基本協定」により、大蔵省預金部に預託するものとされ、統合運用されてきた。その後、昭和26年度に資金運用部特別会計が設置されたことから、同特別会計への預託に切り替えられ、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」(昭和27年法律第210号)の規定により郵政大臣がこれを管理するとともに、确实かつ有利な方法で公共の利益になるよう運用することとなっている。この積立金の運用は、財政投融资の一環として重要な地位を占めている。<sup>1)</sup>

なお、この特別会計は「簡易生命保険法の一部を改正する法律」(平成2年法律第50号)により、平成3年4月1日から簡易生命保険及郵便年金特別会計を簡易生命保険特別会計に改めるとともに、保険勘定及び年金勘定の勘定区分は廃止されている。<sup>2)</sup>

次に、簡易生命保険及郵便年金特別会計の予算について、勘定ごとに概要を述べる。

## (2) 保険勘定

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>3)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険料収入	7兆3,847億円	(1) 保険費	5兆1,025億円
(2) 運用収入	2兆6,199億円	(2) 郵政事業特別会計 へ繰入	5,234億円
(3) 簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	227億円	(3) 簡易保険郵便年金 福祉事業団交付金	212億円
(4) 雑収入	10億円	(4) その他 (簡易保険郵便年金福祉事業団出資金等)	130億円
計	10兆 284億円	計	5兆6,600億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-9のとおりである。

この勘定の歳入は、保険料(死亡率、解約失効率等を基礎)及び積立金から生ずる収入(有価証券利子、地方公共団体貸付利子)等を歳入とし、保険金(被保険者の死亡、契約の満期等に伴う保険金)や還付金(保険契約の解除、失効若しくは変更等に伴う還付金)の支払い、郵政事業特別会計への繰入金等を歳出としている。

## (3) 年金勘定

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>4)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 掛金収入	3,020億円	(1) 年金費	523億円
(2) 運用収入	610億円	(2) 郵政事業特別会 計へ繰入	137億円
(3) その他 (簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金等)	32億円	(3) その他 (予備費)	1億円
計	3,662億円	計	661億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-9のとおりである。

この勘定は、掛金及び積立金から生ずる収入等を歳入とし、年金、返還金及び郵政事業特別会計への繰入金等を歳出としている。このうち、郵政事業特別会計への繰入は、保険及び年金事業の業務取扱費及びこれらの業務に必要な営繕費の財源に充てるためのものである。

平成3年度から勘定区分を廃止した簡易生命保険特別会計は、その後も制度改正等を行ってきているが、それらの改正に当たっては、郵便貯金と同様、官業の在り方、財政投融资制度及び政策金融との整合性等の観点から慎重な検討が行われている。平成元年度以後の主な改正は次のとおりである。<sup>5)</sup>

- 平成3年度 ・年金の加入限度額の初年度年額の引上げ（72万円→90万円）
- 平成4年度 ・積立金の運用範囲の拡大
- 平成5年度 ・かんぽ健康増進支援事業の新設
- 平成6年度 ・指定単運用制度の改善等の資金運用制度の改善・充実
- 平成8年度 ・夫婦年金保険の改善
- 平成10年度 ・為替リスクの管理手法の充実
- 平成11年度 ・金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡保資金の運用の充実を図るため、特定目的会社等の発行する資産担保証券の運用を適用対象化
- 平成12年度 ・簡易保険資金運用制度の改善

勘定区分廃止後の簡易生命保険特別会計の平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>6)</sup>

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険料収入	15兆9,121億円	(1) 保険費	14兆3,692億円
(2) 運用収入	3兆6,733億円	(2) 郵政事業特別会計へ 繰入	7,962億円
(3) 雑収入	23億円	(3) 諸支出金	6,323億円
		(4) 簡易保険福祉事業団 交付金	289億円
		(5) その他 (簡易保険福祉事業 団出資金、予備費)	187億円
計	19兆5,878億円	計	15兆8,454億円

歳入は、既契約・新規契約に係る保険料収入、有価証券利子、地方公共団体貸付利子などの運用収入等を計上している。歳出は、保険契約の解除、失効若しくは変更等に伴う還付金の支払い、被保険者の死亡、契約の満期等に伴う保険金又は年金の支払いに必要な保険金及び年金等の所要額を計上している。

なお、財政投融资として重要な地位を占めている簡易生命保険金積立金は平成12年度末には115兆5930億円に達し、有価証券66兆596億円、貸付金31兆3402億円、簡易保険福祉事業団運用寄託金13兆311億円等の金融資産を保有している。<sup>7)</sup>

## 〔注〕

- 1) 昭和63年度までの簡易生命保険及郵便年金特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。簡易生命保険と郵便年金事業全般については、簡易保険事業70周年記念事業史編さん委員会編『簡易生命保険郵便年金事業史—創業七十周年記念』(昭和62年)を参照。
- 2) 『国の予算』平成3年度 857ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』717-720ページ、『国の予算』平成元年度 860-861ページ。
- 4) 『平成元年度特別会計予算書』721-723ページ、『国の予算』平成元年度 861-862ページ。
- 5) 『ファイナンス』「予算特集」各年、『国の予算』各年度を参照。
- 6) 『平成12年度特別会計予算書』759-761ページ、『国の予算』平成12年度 690-691ページ。
- 7) 『平成12年度特別会計決算参照書』56-59ページ。

表 1-3-9 簡易生命保険及郵便年金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険勘定							
歳入	保険料収入	7,384,706	8,162,216	8,822,081	9,560,976	11,435,137	13,380,494
	運用収入	2,619,931	2,894,801	3,445,650	3,695,296	3,802,993	3,730,766
	簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	22,750	51,785	17,112	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団納付金	—	—	—	3,934	2,018	—
	雑収入	1,027	1,102	1,302	1,367	1,420	1,582
	合計	10,028,413	11,109,904	12,286,145	13,261,573	15,241,568	17,112,842
歳出	保険費	5,102,472	5,442,323	5,861,213	6,564,767	7,290,727	9,091,501
	諸支出金	—	192,544	216,152	251,092	340,284	586,857
	郵政事業特別会計 へ繰入	523,381	559,253	648,949	687,319	737,203	762,881
	簡易保険郵便年金 福祉事業団出資金	10,961	10,799	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団出資金	—	—	11,595	35,897	39,357	29,072
	簡易保険郵便年金 福祉事業団交付金	21,214	21,199	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団交付金	—	—	22,485	25,307	26,889	28,418
	予備費	2,000	2,000	2,020	2,020	2,020	2,020
	給与改善予備費	—	—	169	—	—	—
	合計	5,660,028	6,228,118	6,762,583	7,566,403	8,436,480	10,500,749
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年金勘定							
歳入	掛金収入	301,979	420,294	—	—	—	—
	運用収入	61,037	94,996	—	—	—	—
	簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	3,163	7,087	—	—	—	—
	雑収入	32	25	—	—	—	—
	合計	366,211	522,401	—	—	—	—
歳出	年金費	52,309	74,745	—	—	—	—
	諸支出金	—	7,469	—	—	—	—
	郵政事業特別会計 へ繰入	13,727	16,571	—	—	—	—
	予備費	20	20	—	—	—	—
	合計	66,056	98,805	—	—	—	—

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保険勘定							
歳入	保険料収入	15,153,392	15,683,219	15,573,236	15,432,171	15,765,741	15,912,136
	運用収入	4,118,281	4,097,377	4,348,631	4,152,067	3,887,875	3,673,310
	簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団納付金	—	—	—	—	—	—
	雑収入	1,632	2,004	2,290	2,614	2,440	2,343
	合計	19,273,305	19,782,599	19,924,157	19,586,852	19,656,056	19,587,789
歳出	保険費	10,708,197	11,852,767	12,366,090	12,604,633	13,711,449	14,369,212
	諸支出金	687,762	740,100	685,854	669,708	690,634	632,309
	郵政事業特別会計 へ繰入	794,667	819,346	827,314	837,047	837,286	796,230
	簡易保険郵便年金 福祉事業団出資金	—	—	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団出資金	27,808	15,020	8,932	8,918	22,176	16,698
	簡易保険郵便年金 福祉事業団交付金	—	—	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団交付金	30,139	31,092	31,738	31,127	31,089	28,922
	予備費	2,020	2,020	2,020	2,000	2,000	2,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合計	12,250,594	13,460,345	13,921,947	14,153,433	15,294,634	15,845,371	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
年金勘定		—	—	—	—	—	—
歳入	掛金収入	—	—	—	—	—	—
	運用収入	—	—	—	—	—	—
	簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—
	雑収入	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
歳出	年金費	—	—	—	—	—	—
	諸支出金	—	—	—	—	—	—
	郵政事業特別会計 へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

(注) 平成3年度以降は「簡易生命保険特別会計」に一本化。勘定区分も廃止されているが、便宜上「保険勘定」欄に数値を記載している。

## 2 地震再保険特別会計

日本は地震が頻発する国であり、地震に対する保険の需要はあるものの、巨大震災被害が発生した場合には民間損害保険では保険金の支払いに耐えられない。この会計は、一定額以上の巨額な地震による損害を国により再保険することを内容とした地震保険制度の実施に当たり、「地震再保険特別会計法」（昭和41年法律第74号）に基づき、「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号）による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするために設けられた。

〔参考〕平成元年度の「地震再保険特別会計法」

### 第1条（設置）

「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号）による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、地震再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

昭和19年に、「戦時特殊損害保険法」（昭和19年法律第18号、同年4月25日施行）により地震保険を規定し、民間損害保険会社に地震保険を引き受けさせ、その地震保険収支損益の全額を政府の一般会計に帰属させることで、地震保険を実質的に政府がすべて引き受ける制度が導入された。ただし、地震による損害保険の範囲は限定されていた。なお、この地震保険は戦時期に導入された戦争保険に追加的に組み込まれた例外的な導入であり、戦後、「戦時死亡傷害保険法及戦時特殊損害保険法廃止等ニ関スル法律」（昭和20年法律第63号）により、「戦時特殊損害保険法」は廃止されたため、政府のかかわる地震保険制度は消滅した。<sup>1)</sup>

その後、昭和41年には地震保険の民間元受保険業者と政府との間の地震再保険を制度化するため、「地震保険に関する法律」が制定され、政府が地震再保険を引き受けることとなった。この地震再保険の経理を行うため、「地震再保険特別会計法」（昭和41年法律第74号）により、地震再保険特別会計が設置された。「地震保険に関する法律」では政府が引き受ける再保険の対象法人を民間損害保険会社若しくは他の法律に基づき火災に係る共済事業を行う法人で大蔵

大臣が指定するもの（同法第2条第1項）とした上で、保険被害の対象項目を地震、噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没、流失等によるものとした（同条第2項）。また、居住用建物又は生活用動産を保険の目的とし、支払保険金は1契約物件ごとに主契約である保険金額の30%以上50%以下の額の範囲内で選択できることとし、限度額を政府の再保険金額としている。

昭和53年には、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたときから一定期間は、原則として地震保険契約を締結できないこととされた。<sup>2)</sup>

次に、地震再保険特別会計の予算についてその概要を述べる。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>3)</sup>

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 雑収入	147億円	(1) 再保険費	246億円
(2) 再保険料収入	100億円	(2) その他	0億円
		(事務取扱費等)	
計	247億円	計	247億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-10のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 再保険料収入	360億円	(1) 再保険費	547億円
(2) 雑収入	189億円	(2) その他	1億円
		(事務取扱費等)	
計	548億円	計	548億円

この特別会計の歳入は、過去の契約高の実績を基礎として算出している再保険料収入、資金運用部に預託することにより生ずる利子収入等を計上している。歳出は、「地震保険に関する法律」に基づく再保険金の支払いに必要な再保険費、地震再保険事業の事務取扱に必要な人件費等の事務取扱費等の所要額を計上している。

再保険金について、異常な大地震が発生し、再保険費に不足を生ずる場合に

は、「地震再保険特別会計法」第13条の規定による借入金等により歳入を増加させ、それを財源として特別会計予算総則（平成元年度は第12条、平成12年度は第13条）に規定する弾力条項を発動し、必要とする再保険金の支払いを行うこととしている。

なお、1回の地震等により支払うべき再保険金の総額は、特別会計予算総則の規定により平成元年度が1兆2715億円、平成12年度が3兆4891億円までとなっている。<sup>4)</sup>

また、「地震再保険特別会計法」の規定では、この特別会計の人件費、事務費等の事務取扱費を一般会計から受け入れるものとされているが、国の財政収支の改善に資するため、昭和57年度以降一般会計からの受入れは停止されている。平成元年度及び平成2年度は、「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」（平成元年法律第22号）により受入れを停止し、平成3年度及び平成4年度は「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」（平成3年法律第15号）等に基づき受入れを停止している。<sup>5)</sup>

更に、平成5年度から平成12年度までの間は、「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律」（平成5年法律第8号）により、「地震再保険特別会計法」附則第2項が改正され、当分の間、借入金のある年度を除き、一般会計からの受入れを行わないこととされた。<sup>6)</sup>

平成7年1月の阪神・淡路大震災の際には、地震再保険金として平成7年度決算において57億円余、平成8年度で3億円余を支出した。<sup>7)</sup> 地震保険制度に対する国民の意識・要望の変化に対応して、平成7年度第2次補正予算において平成8年1月以降、地震保険金額の限度額引上げ（建物1000万円→5000万円、家財500万円→1000万円）等の制度改善を行うとともに、政府及び民間損害保険会社の保険金支払限度額を1兆8000億円から3兆1000億円へと引き上げた。<sup>8)</sup>

また、阪神・淡路大震災の被災を踏まえて1回の地震等により支払うべき保険金の総額は増額され、平成12年度予算では限度額は3兆4891億円となった（「平成12年度特別会計予算総則」第15条）。このように、地震保険の元受保険が増大したため、平成12年度末における地震再保険特別会計の決算での責任準備金は7433億円に増大した。<sup>9)</sup>

## 〔注〕

- 1) 「戦時特殊損害保険法」は戦争被害も想定したが、損害保険国営再保険特別会計（「損害保険国営再保険特別会計法」（昭和15年法律第72号）による設置。）の戦争保険とは別枠の戦争保険等の引受スキームを導入したものである。「損害保険中央会法」（昭和20年法律第12号）により損害保険中央会が設置され（同年4月1日）、同会が戦時特殊損害保険の元受保険を引き受けたが、同年12月29日に「戦時特殊損害保険法」は廃止された。損害保険国営再保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）を参照。損害保険中央会については、閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』（昭和29年）を参照。
- 2) 昭和63年度までの地震再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）、『国の予算』平成12年度 658ページを参照。
- 3) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』191-193ページ、『国の予算』平成元年度 827ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』189-191ページ、『国の予算』平成12年度 659ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 827ページ、『国の予算』平成12年度 659ページ。
- 5) 『国の予算』平成元年度 827ページ、『国の予算』平成3年度 824ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 659ページ。
- 7) 『平成7年度特別会計決算参照書』117ページ、『平成8年度特別会計決算参照書』115ページ。
- 8) 『国の予算』平成8年度 1094ページ。
- 9) 『平成12年度特別会計決算参照書』152ページ。

表 1-3-10 地震再保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	再保険料収入	9,999	9,935	9,978	10,109	11,213	11,078
	雑収入	14,652	15,330	17,129	18,460	19,586	20,416
	合計	24,651	25,265	27,107	28,569	30,799	31,494
歳出	再保険費	24,602	25,213	27,049	28,506	30,734	31,427
	事務取扱費	49	52	57	63	65	66
	予備費	0	0	0	0	0	1
	給与改善予備費	—	—	1	—	—	—
	合計	24,651	25,265	27,107	28,569	30,799	31,494

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	再保険料収入	12,389	27,533	28,369	31,643	35,485	35,957
	雑収入	21,690	22,360	21,988	21,555	19,536	18,854
	合 計	34,079	49,893	50,357	53,198	55,021	54,811
歳出	再保険費	34,010	49,826	50,287	53,127	54,948	54,739
	事務取扱費	68	67	69	71	73	72
	予備費	1	1	1	1	1	1
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	34,079	49,893	50,357	53,198	55,021	54,811

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」「予算特集」各号により作成。

### 3 自動車損害賠償責任再保険特別会計

#### (1) 概要

自動車事故の損害賠償の保険制度として民間損害保険会社の自動車保険が市場として成り立ってきたが、自動車の激増に伴う自動車事故の累増に対応して被害者の保護を図るため、賠償責任を充実させることとし、民間自動車損害賠償保険の再保険を政府が引き受けることとした。この会計は、同制度の経理を明らかにするために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「自動車損害賠償責任再保険特別会計法」

#### 第1条 (設置)

「自動車損害賠償保障法」(昭和30年法律第97号。以下「法」という。)による自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び自動車損害賠償保障事業に関する政府の経理を明確にするため、自動車損害賠償責任再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

昭和30年に「自動車損害賠償責任再保険特別会計法」(昭和30年法律第134号)により、自動車損害賠償責任再保険特別会計が設置された(同年8月5日)。本特別会計の実体法は「自動車損害賠償保障法」(昭和30年法律第97号)である。なお、この特別会計は、当初から自動車損害賠償責任再保険を引き受ける保険勘定と、ひき逃げ等の事故の被害者に政府から保障金を支払う保障勘定、及び

業務取扱費等を経理する業務勘定に分けて経理されてきた。<sup>1)</sup>

次に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の予算について、勘定ごとに概要を述べる。

## (2) 保険勘定

この勘定は、保険制度が強制保険であることから、保険料は営利目的が介入しないように定められている。また、保険金額については、社会情勢の変化に照らし逐次引き上げられてきているが、平成元年度における保険料及び保険金額は昭和60年4月に改定されたものと同額である。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。<sup>2)</sup>

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	1兆7,970億円	(1) 再保険及保険費	5,243億円
(2) 再保険料及保険料収入	6,083億円	(2) 予備費	800億円
(3) 雑収入	1,006億円	(3) 他勘定へ繰入 (保障勘定へ繰入等)	34億円
計	2兆5,059億円	計	6,077億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-11のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	2兆132億円	(1) 再保険及保険費	5,737億円
(2) 再保険料及保険料収入	4,458億円	(2) 予備費	500億円
(3) 一般会計より受入	2,000億円	(3) 他勘定へ繰入 (保障勘定へ繰入等)	17億円
(4) その他 (雑収入、償還金収入)	430億円		
計	2兆7,019億円	計	6,253億円

再保険料及保険料収入及び再保険及保険費は、自動車損害賠償保険の元受保険の6割を政府が再保険をしていることに伴う再保険料収入等及び再保険金の支払い等である。

なお、保険事故の支払いに備えるため、当該年度で生じた剰余金は「自動車

損害賠償責任再保険特別会計法」の規定により、翌年度の歳入に繰り入れることとなっている（同法第11条）。

また、保険勘定においては、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成6年法律第43号）に基づき、平成6年度に一般会計に繰り入れた財源のうち2000億円を平成12年度に一般会計から受け入れることとしている。<sup>3)</sup>

この勘定の資産及び負債については、平成元年度末（決算ベース）では総資産2兆3257億円、負債は積立金8665億円、支払備金6982億円、未経過再保険料及保険料5546億円等となっている。<sup>4)</sup>平成12年度末（決算ベース）では総資産は3兆1647億円、負債は積立金2兆902億円、支払備金6660億円、未経過再保険料及保険料4055億円等となっている。<sup>5)</sup>

### （3）保障勘定

この勘定は、ひき逃げ事故や無保険車による事故の被害者は責任保険で救済されないため、政府はすべての自動車から徴収した賦課金を財源として保障事業を行い、責任保険に準じて被害者に対し直接に損害をてん補するものである。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。<sup>6)</sup>

#### ○ 平成元年度

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 前年度剰余金受入	1,057億円	(1) 保障費	76億円
(2) 雑収入	67億円	(2) 業務勘定へ繰入	14億円
(3) 賦課金収入	31億円	(3) 予備費	10億円
(4) 保険勘定より受入	30億円		
計	1,185億円	計	100億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-11のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳入)		(歳出)	
(1) 前年度剰余金受入	785億円	(1) 保障費	96億円
(2) 雑収入	22億円	(2) 業務勘定へ繰入	22億円
(3) 賦課金収入	19億円	(3) 予備費	5億円
(4) 保険勘定より受入	13億円		
計	838億円	計	123億円

保障勘定においても保険勘定と同様、当該年度で生じた剰余金は、法律の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとなっている。

#### (4) 業務勘定

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。<sup>7)</sup>

○ 平成元年度			
(歳入)		(歳出)	
(1) 他勘定より受入	18億円	(1) 業務取扱費	11億円
(2) その他	0億円	(2) 保障業務委託費	6億円
(前年度剰余金受入等)		(3) その他(予備費)	0億円
計	18億円	計	18億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-11のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳入)		(歳出)	
(1) 他勘定より受入	25億円	(1) 業務取扱費	17億円
(2) その他	0億円	(2) 保障業務委託費	9億円
(前年度剰余金受入等)		(3) 予備費	0億円
計	25億円	計	25億円

なお、平成6年度において「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成6年法律第43号)に基づき、一般会計へ8100億円(保険勘定7800億円、保障勘定300億円)を繰り入れている。<sup>8)</sup>

なお、この繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入

金に相当する額及び繰入れがなかったとした場合に生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れることとしている。

また、平成7年度においても「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）に基づき、一般会計へ3100億円（保険勘定2910億円、保障勘定190億円）を繰り入れている。<sup>9)</sup>

この繰入金については平成6年度と同様の処理をし、一般会計からこの特別会計に繰り入れている。

上記の繰入金の一部（1544億円）については、平成8年度補正予算において一般会計から受け入れている。<sup>10)</sup> また、平成12年度当初予算において、前述のとおり保険勘定で2000億円を受け入れている。<sup>11)</sup>

〔注〕

- 1) 設立経緯と昭和63年度までの自動車損害賠償責任再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史一昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』607-610ページ、『国の予算』平成元年度 858ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』645-648ページ、『国の予算』平成12年度 689ページ。
- 3) 『平成12年度特別会計予算書』646ページ、『国の予算』平成12年度 688ページ。
- 4) 『平成元年度特別会計決算参照書』528ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計決算参照書』631ページ。
- 6) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』611-613ページ、『国の予算』平成元年度 858ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』649-651ページ、『国の予算』平成12年度 689ページ。
- 7) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』614-616ページ、『国の予算』平成元年度 858ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』652-654ページ、『国の予算』平成12年度 689ページ。
- 8) 『国の予算』平成6年度 852ページ。
- 9) 『国の予算』平成7年度 840-841ページ。
- 10) 『国の予算』平成9年度 1052ページ。
- 11) 『国の予算』平成12年度 688-689ページ。

表 1-3-11 自動車損害賠償責任再保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険勘定							
歳入	再保険料及保険料収入	608,330	639,635	590,323	585,673	517,065	486,712
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
	償還金収入	—	11	19	9	14	—
	雑収入	100,569	112,453	124,071	141,959	145,204	146,189
	前年度剰余金受入	1,797,015	1,957,792	2,211,235	2,477,512	2,672,542	2,741,103
合計	2,505,914	2,709,891	2,925,648	3,205,153	3,334,825	3,374,004	
歳出	再保険及保険費	524,322	551,973	623,515	562,174	607,069	609,829
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	780,000
	他勘定へ繰入	3,391	3,572	3,563	3,692	3,087	2,912
	保障勘定へ繰入	2,980	3,128	3,062	3,140	2,607	2,364
	業務勘定へ繰入	411	444	501	552	481	548
	予備費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	給与改善予備費	—	—	53	—	—	—
合計	607,713	635,546	707,131	645,866	690,157	1,472,741	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保障勘定							
歳入	保障事業収入						
	賦課金収入	3,063	3,181	3,321	3,475	3,005	2,764
	保険勘定より受入	2,980	3,128	3,062	3,140	2,607	2,364
	雑収入	6,686	6,564	6,738	7,136	7,258	7,277
	前年度剰余金受入	105,738	108,524	113,166	118,155	124,569	128,482
合計	118,468	121,398	126,287	131,906	137,438	140,887	
歳出	保障費	7,643	8,348	8,335	7,962	8,130	8,362
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	30,000
	業務勘定へ繰入	1,356	1,411	1,630	1,927	1,913	1,882
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	9,999	10,759	10,965	10,889	11,043	41,244	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	他勘定より受入	1,767	1,855	2,131	2,479	2,393	2,431
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	1	1	1	1	63	1
	合計	1,768	1,856	2,132	2,480	2,456	2,432

歳出	業務取扱費	1,128	1,194	1,281	1,407	1,404	1,454
	保障業務委託費	640	661	838	1,072	1,051	977
	予備費	1	1	1	1	1	1
	給与改善予備費	—	—	12	—	—	—
	合計	1,768	1,856	2,132	2,480	2,456	2,432
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保険勘定							
歳入	再保険料及保険料収入	496,022	497,571	499,538	447,913	448,713	445,756
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	200,000
	償還金収入	—	18	37	3	—	17
	雑収入	110,211	93,733	92,863	75,280	54,616	42,959
	前年度剰余金受入	2,044,848	1,794,604	1,973,060	2,085,065	2,078,677	2,013,193
合計	2,651,081	2,385,926	2,565,498	2,608,261	2,582,007	2,701,925	
歳出	再保険及保険費	610,735	609,238	609,296	580,553	576,012	573,662
	一般会計へ繰入	291,000	—	—	—	—	—
	他勘定へ繰入	2,916	2,972	2,935	1,665	1,679	1,663
	保障勘定へ繰入	2,413	2,431	2,447	1,312	1,316	1,308
	業務勘定へ繰入	503	541	487	353	362	355
	予備費	80,000	80,000	80,000	50,000	50,000	50,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合計	984,651	692,210	692,230	632,218	627,691	625,324	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保障勘定							
歳入	保障事業収入						
	賦課金収入	2,815	2,825	2,827	1,901	1,904	1,875
	保険勘定より受入	2,414	2,431	2,447	1,312	1,316	1,308
	雑収入	5,871	4,967	4,512	3,774	2,949	2,177
	前年度剰余金受入	102,809	85,190	85,901	85,622	83,466	78,464
合計	113,909	95,413	95,688	92,609	89,635	83,824	
歳出	保障費	8,444	8,868	9,343	9,763	9,969	9,598
	一般会計へ繰入	19,000	—	—	—	—	—
	業務勘定へ繰入	1,954	2,038	2,042	2,071	2,182	2,192
	予備費	1,000	1,000	1,000	500	500	500
合計	30,398	11,906	12,385	12,333	12,651	12,290	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定							
歳入	他勘定より受入	2,457	2,579	2,529	2,424	2,544	2,547
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	1	1	1	1	1	1
	合計	2,458	2,580	2,530	2,425	2,545	2,548

歳出	業務取扱費	1,460	1,578	1,529	1,530	1,640	1,656
	保障業務委託費	997	1,001	1,000	894	904	891
	予備費	1	1	1	1	1	1
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	2,458	2,580	2,530	2,425	2,545	2,548

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」「予算特集」各号により作成。